

平井金三著

宗教政治全

顯道書院發行

序

81-150

亞細亞東隅の洋中に久しく安眠せる吾日本は一たび隣邦に門戸
を叩かれ始めて日の高く蒼穹に昇れるに氣付き蹶然起て封建の舊
慣を打破し、社會の面目大に改まり、駸々として文明の域に進み革命
の後二十二年憲法發布の大詔を下し玉ひ、次で帝國議會を召され立
憲政體の實を見るに至りて、第二の革命行なはれたり爾來今日に至
り社會の事物時々刻々に變遷して僅に三十餘年前の舊事物は其跡
を留めざらんとす、變遷の速なる夫れ如斯而して此間に變遷革命の
方法も亦た其趣を一變したり、蓋し明治維新は劍戟彈丸の革命なり
しに議會制度に移るに當ては一滴の血を見ず天下を擧て萬歳を唱
へたる平穩なる革命なりしなり、而して今日の有様を見れば蒸氣車
蒸氣船電信電話は國の東西南北を連結して恰も一箇動物の身體の

如く、神経血脈具備して血液と勢力が國中を循環するに異ならず、去れば國の一部に於て一異狀を生ぜば、流車電信の職掌忽ち繁劇となり、寸分の時間を争ふ商業も、流車一分間の延着電信一秒の遅延により、幾拾萬の損耗を招き、布て驚慌を來たし、或は狂人を出し、或は自殺者を出す、亂暴なる醉客が腰間の秋水を振かざして一人二人を殺したるは三十年前の夢なり、一秒時間電信の不着により幾萬人を屠るは今日の事實なり、時世の變遷誠に驚くに堪へたり、夫れ吾日本の有様は實に如斯然るに翻て宗教社會を見れば、維新革命の當時も今日も敢て異なる處なく、喧囂なる都會を遠く離れたる山寺に於ける如く、聞として聲無く、唯だ茶釜の音と、諷經の聲を聞く而已にして、轉た吾人を倦怠せしめつゝありしが、時節や到來しけん、今回監獄教誨一件起りてより、俄に活氣を添へ之を導火線として、全國の佛教者は起

て大活動を爲し、宗教の大革命を爲さんとする者の如し、抑も今回の出來事は唯だ監獄教誨問題主眼なれども、これに類し、或は之よりも尙ほ重大なる問題は將來續々興る可きは疑を容れず、現今社會の狀態を觀れば、宗教家慈善家の大々的奮發を要する者決して寡しとせざ、從來佛教者も顧みざりし社會問題の如きは力を極めて研究せざる可らざる者にして、益宗教家の活氣を養ひ、此機を失せず、社會に大勢力を得ざる可らず、予固徳無く學無く有識なる世人に向て、喃喃説く可き卓論有るに非ず、聊か平素懷抱する處あり、今は唯だ其一斑を述べて同志の士に頽ち相聲援して、臣民一分の義務を盡くさんと欲す、然れども日々門人への教授多忙にして、執筆の時間乏しく、思想の聯絡屢々斷絶して、行文亦た甚だ粗漫讀むに堪へざれども、之を潤色するの暇を得ず、直に之を印刷に附す、讀者予が意のある處を採り文

の拙劣を咎むる無くんば幸甚

明治三十一年十月

京都 平井金三識

宗教と政治目次

| | |
|------------------|-----|
| 宗教混同 | 一 |
| 僧侶と政論 | 十 |
| 政教一致 | 十五 |
| 宗教家教育 | 二十三 |
| 慈善事業 | 三十七 |
| 社會觀 | |
| 淫蕩 | 四十一 |
| 社會の有機組織 | 五十 |
| 勞働者教誨(資本と勞働者—奴隸) | 五十八 |
| 勞働者教育 | 六十五 |
| 賃金(票衣惡食) | 七十一 |
| 奢侈と相應 | 七十五 |

労働者教育の結果—同盟罷工……………七十九
 課税法の不等(貧富懸隔)……………八十四
 土地の性質……………八十九
 消費税……………百二
 所得税滞納……………百三
 社會の兩極……………百四
 日本に奴隸あり……………百八
 僧侶等被選權……………百十二
 王法……………百十七
 宗教家の道義……………百二十
 懺悔……………百二十二

目次終

宗教と政治

平井金三著

政教混同

政教混同は國家に害ありとは、吾も言ひ、人も言ふとなるが、世には深
 くも其義理を辨へず、己れ便宜の爲、苟そめに此語を亂用する者あるに
 似たり、會得の仕方によりては、國家を過まる事ともなる重大の事なれ
 ば、少しく詮索を試みんと欲す、抑、政治と宗教と混同せば何が爲に國
 家に害あるやと言ふに、昔しは世の未だ開けざる時、人間社會の有様は、
 恰も目鼻首足の別ち無き卵の如く、王も無ければ家來も無く、主人の役
 目も、召使の仕事も、獨り自ら之を司どり、米麥を耕やす農夫あるに非ず、
 衣服を製する商人あるにも非ず、食を求むるにも、家を造くるにも、各々
 自ら手を下さざるを得ず、此時に當ては政治も宗教も、固より區別ある

政教混同

可き筈無く、人の心を支配する人あらざれば、此人又た身體行動をも支配し、其宗教は即ち政治にして、其政治は即ち宗教なり、然るに漸く開くるに従ひては種々の新らしき事柄起り出し、世の中の有様六ヶ敷、錯雑れ出づるより、各々の執る仕事も、是迄の如く定まり無くしては不便堪へざれば、爰に手を別け定まれる業に従ふ事となり、是に於て政治を司る者と、宗教を説く者とも分れ離るに至れり、然れども宗教は人の本據にして、深く心中に根を有する者なれば、其性質たる極めて堅實、古きを守り、新しきを嫌ひ、之に附着せる外形の儀式だも改むとを欲せざるは、太古の風俗が常に宗教中の儀式に存するを見ても知るべし、奈良春日神社にては檜の木片を拮き火を執るの式を行なふと聞く、之れ燧を切りて火を得るよりも、尙ほ古るき未開人類の遺法なり、今の神官の衣冠、其他祭禮の服は、維新前迄、雲の上人が常服なりしが如きも亦其一例にして、此外一々數ふるに暇あらず、夫れ如斯く宗教若くは宗教類似の

者には、舊るき仕來を離さざる傾向あるが故に、社會萬般の事柄が日々夜々に其趣を替へつゝある間に、宗教が今迄開り來れる政治は、容易に手を離るに至らず、色々形を變へながら政治の上に粘着し、今に至る迄歐米に其痕跡歴然たり、宣誓の正式に「バイブル」を戴き、神の名に依りて誓ふが如き其一例なり、基督教一たび歐洲に勢力を得るや、羅馬に法王起り、歐洲諸國の君主競ふて之に阿ねり、只管其の加護を祈り、日耳曼帝王ヘンリー第四世の如きは、法王の爲に絶交せられたる曉、我に従へる者次第に去りて顧みる者無きに至り、遂に帝位をも剝奪らる可き形勢に迫り、倉皇伊多利に走り、法王に謁し、罪を謝せんとしたり、時恰も冬之最中、身には粗服を纏ひ、既脚にて懺悔服順の意を表し、雪中城門外に佇すみ立つこと三日、漸くに絶交を解かれたり、是實に一千〇七十七年一月なり、法王の勢力斯く迄大なれば、其政治上に及ばず影響は察するに餘あり、從て種々の弊害是より生じたり、其子細は法王の世間權と稱へ、

出世間を支配する外に、世間をも統轄する權を振ふたる事にして、法王所屬地外の國をも、王をも、法王の意に逆ふ者は之を罰し、之を苦るしめけり、所謂絶交と稱するは其一にして、此罰を蒙ふる者は或は牢獄に繋かれ、或は國外に追放せられ、或は公權を削がれ、或は財産は一切所有することを禁せられ、或は法庭に訴訟を爲すの權をも行なふことを禁せられ、甚しきは死に所せられ、國王と雖も此等の責罰を免る能はず、或は位を奪はれ、或は王の臣民をして忠節を致さしめず、或は甲國をして乙國を攻めしめ、或は國中の民をして火を用ひしめざるが如き、吾國より見れば信じ難き迄に暴戾を極めたり、而して絶交は法王のみ之を行なふにあらずして、僧正ポピュラ又た之を行なふことを得、各國の法律皆な此に關する制定あり、英國はエドワード第三世一七三二年即位の第九年に設けたる法律により、僧正が絶交を行なふことを得ることとせり、日耳曼も佛其西も其他歐洲諸國が絶交に係り制定せる法律は中々複雑

にして此處に枚擧するに堪へず、要するに宗教が政治上に跋扈し、上に述べたるが如き有様なりしことは歴史により何人も知る處なり、是等弊害こそ宗教革命の依りて唱へられたる原因にして、新教起りし以來法王の權力も衰へ、從て弊害も次第に減じたりと雖も、尙ほ英國に於てはジョージ王第三世一七六〇年即位の第五十三年に制定せる法律第六百廿七章及び愛爾蘭王に於ては同王即位第五十四年制定法律第六十八章の出る迄では、絶交せられたる人は訴訟を爲し、又た之を維持すると、陪審人となること、何の訟件に係らず證人として出廷すること、及び國內何れの裁判所に於ても辯護士として事件を扱ふことを禁じ來れり、然るに上に言へる法律發布以來、絶交の宣告を受けたる者は六ヶ月に越ざる禁錮を命せらるゝに止めることとなれり、去れば革命以來政治は大に宗教の上に乗る越ゆるに至れども、今尙ほ歐洲諸國の多くが争ふ處を尋ぬるに、國家に在ては「加特力」教の儀式によらざるも婚姻

の成立を認めんと欲し、僧侶が兵役租税の如き世間義務を免るの權を制限せんと欲する等の問題に付き、兩者の間に歸れる者あるなり、既に上に述べたる如く宗教は人心の中に深く根據を有するが故に、此等の争ひが全く消えて政治宗教間に正當なる間柄が打建てらるゝ迄は、尙は年月を経ざる可らざるべし、然れども世の開明に赴くと共に政を爲すの目的と、其の原則も判然するに至り、國家は古の如く感情偏頗を以て爲政の樞軸とせず、宗教に對しても公平なる姿勢を執ることゝ爲りつゝあり、佛、其西、日耳曼、瑞西の如き國に在つては、加特力教も、新教も、又た不可知論も入交りて存する處にては、固より一宗一派に偏して政を施すこと甚だ困難にして、宗教問題に付き、政治上未だ一定の解釋法確立せられざれども、今日に於て先づ自證眞理とも見做され各國に於ける世間權能と出世間争論の基礎たる主要の點は左の二ヶ條なり、曰く國家は他人の信教自由を妨げず、及び他人の世間的義務を行なふを

妨げざる限り信教の自由を全うせん爲、其人民を保護すべし、曰く宗教體が他を壓する勢力を行なはば、其大小を論せず人民全般をも、又小數者をも此壓力に對して保護すべしと、第一ヶ條は甚だ分明にして行なひ易けれども、第二ヶ條に至ては、果して壓力強きや否やを見分け難き場合多く、又た實行も甚だ難澁なり、若し爲政者にして此二ヶ條の原則を守り公平なる心を以て社會に臨めば、古の如く國家をして禍難に陥らざらしむるを得ん、吾國の憲法に於て「日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す」としたるは正しく上の原則に法とりたる者にして、宗教に對する國家の態度確しかに定まりたり、然らば此上は國家を代表する政府、議會が公平なる心を有すると、然らざるとに依り憲法の精神を貫き又た滅壞するに至るは論ずる迄も無し、

然るに世に論者ありて僧侶は政治上何の關係も爲す可らず、又た何

事も政治に關することは論議もすべからず、研究もすべからずと論じ
宗教家も之を口にし其理由として政教混同は國家に害ありとの言を
爲す、是れ大に誤れるなり、上來陳べ來りたる如く、歐呂巴に於て政教混
同の害ありし所以の者は彼二ヶ條の原則未だ發達せざりし時の事に
して、其本を尋ねれば世人の知識今日の如く深からず、智度も低く、學問
は僧侶に限り俗人にては之を修むる者極めて寡く、貴族にして己れの
姓名さへも認め得ざりし程なれば、國家に起る萬の問題は僧侶の外
之を切り判さずる者稀なり、是れ實權の僧侶に握ざられたる所以にし
て、之に加ふるに上に陳じたる如き保守的精神に依り遂に僧權を大
ならしめたり、去れば此時に於て國民教育確立し居る筈も無く、其必
要をさへ感じたる者無し、又た諸の科學とても誠に度合の低く、折な
れば人民の自由、民權の事も今日の如く一般の人々に承知せられず、
愚癡文盲の世の中は迷執の勢力甚だ強く、何事の解釋も數理、物理に依

るに非ず、只管神冥の所爲とし、萬事は神人の媒介たる僧侶を便りとし
る而已なれば、僧侶の強大ならざらんを欲するも得べけんや、而して第
十六世紀中宗教革命以來人民教育の必要感せらるゝに至れりと雖も、
其發達は決して速なるものにてはあらずなり、爾來星移り物變り
今日と成りては革命當時の有様とは全く趣を異にし、百科の學問は發
達し何れの國も國民教育に力を盡くし一文不通の人は社會中僅少の
部分に止まり、何事も先づ學術に訴へ宗教は安心を求むるの道として
物質界の解釋は最早之れに依らざることゝなれり、去れば政治にして
も之れに關する諸科學に依りて其問題を解剖する今日、何者が之を論
議したりとて理の有らざる限は社會の容るゝ者にあらず、而して其論
ずる處眞理に契へば社會の爲に此上も無き幸福なれば脚躰なく之を
採るべし、又た何の恐る可き事あらん、然も若し之を恐るゝ者あらば、自
己の爲す處不道理なるに依らずんばあらず、不理を以て理を壓するは

事斷匪政の懸弊にして立憲自由の治世に有る可き筈の者にあらず、此
外僧侶が政治を論議するに毫も不道理なき理由あり請ふ次に之を論
せん

僧侶と政論

政府は僧侶の政論を禁ずべき理由なし、吾憲法は其第二十九條に於
て「日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を
有す」とせしが僧侶亦た日本臣民たる此權利を行なふに何の不都合かあ
る、若し彼等をして此權利を行なふことを得せしめず、若しくば之を妨
ぐるあらば異憲の沙汰にして、憲政々府の實無き者なれば苟くも帝國
臣民たる者の黙す可らざる處なり、況んや僧侶に選舉權あるに於てを
や、選舉權とは何ぞ發言權の言なり自己の意見を國政上に行ひ不長な
る政治なれば之を難するの權利の言なり、今の衆議院議員選舉法に於
て神官僧侶等の被選人たることを許さざる箇條あるの故を以て彼等

が一切政論を爲し得べからずと思ふは甚しき不心得にして、僧侶は國
會議場に於てのみ國政を議するを得ずと雖も其他にては寸分も言論
の自由を妨げらる可らず、如斯き事は論ずる迄も無く何人も承知する
筈にして此點に於て彼是疑義を容るゝ者あらば之れ人權の何たるを
解せざる者なり、

僧侶が政治を論ずるを恐る者は、想ふに信仰の本尊を安置し、信者を
煽動せんとするの妄想を懐く者の如し、今日は昔日と異なり宗教家が如何
程、力_ヒを_ヒ入れたりとて教職に對する批難多き時節、其説く處不_ヒ理なら
ば之が爲に社會の安寧を妨ぐる程のこと有らざることには上に既に之
を説けり、而して假とひ神佛道_ノ如き有形の本尊を用ひざるも、一種の
本尊を心念に安置し法を説く者、神官僧侶の外に之れあり、其中或は口
に、或は筆に法をも説けば、政をも論じて毫も憚らざる者あれども、今日
迄彼等は如何なる邊より何の禁制をも蒙りたることを聞かず、今又た

一步を進めて論せんに公然政論を目的とせる講談は木像、畫像を安置せざれども立憲自由なる本尊題目は説演者の念頭にも、聽聞者の心中にも深く鑄刻こてされ念々その無量壽眞理の功德を信ずるは、宗門の説教に於て無量壽佛の功德を念ずると毫末計ぼつの差別もあることなし、去れば一たび此神聖なる自由の光明を遮さざる者あらんか「吾れに自由を與へよ、然らずんば吾れに死を與へよ」の聲は四方に起こらん、若し僧侶にして公衆の前に政治を論じ、國政を難する者あらんか、當局の大臣亦た公衆の面前に論明する處あるべし、彼等は公明なる立憲政治の大臣にして、國會開設以前の當局者の如く隠然緘黙を守るに及ばず、否な社會に對し公然其執る所を發表すべき筈なり、政黨内閣を組織せる今日、孤立せる昔日の内閣と事異り、數多の味方あれば是等をして縦横に説き立つること甚だ容易の業なり、是れ自己の黨類を増大にするの策にして既に今日迄此事行なはれ來れり、而して政黨内閣有る以上は少く

とも甲乙兩黨あるは自然の數にして、特別の場合に於て兩者合同する事あるも、通常は互に政敵にして在野黨は新聞に雜誌に演説に有らゆる武器を備へ公々然として内閣を攻撃批難して止まず、内閣黨亦た同様の武備を以て之に當る、斯く一方が他方を批難し始終監督の位地に在るが故に、此法都合よく行なはるれば專斷政府が行ふが如き惡事は自から減少もし、消滅もする事にて是を憲政の一美事となす、然らば今日の政權を握る者は之れに反對し、之を論難する反對政黨の有るは最初より覺悟の上の事なり、然るに僧侶が政治を論ずるとして事々しく難し立つる者あるこそ不思議なれ、

以上の論を讀み、予を以て政教の混同を主張する者の如く思ふ者あらん、政治の司る處と、宗教の司る處と、固より判然分離して、各々其爲す職掌を異にするは勿論の義なれども、政教分離と言へばとて、兩者の間分厘の關係なしと言ふ意にはあらず、萬物は形の中に法即ち心を

有す、吾等人間も亦た形と心あり、此人間が組上げたる社會亦た然り、去れば形を支配するの政治は、心を支配するの宗教と併び立て初めて國家安泰なるを得、世の人々が政教を車の兩輪に譬ふるは至極適切にして兩者の間柄、夫婦の關係の如く甚だ親密ならざる可らず、夫婦の役目こそ分離は爲せども、互に些しの關係も無くんば、雙方、反目して長の年月、一家の幸福を得べけんや、此夫婦の譬を推して言は、下等野蠻の社會には、夫の權のみありて婦には何の權も無けれども、世の進むに従ひ、婦も己れ一箇の權ある而已ならず、一家經營の爲には充分意見を申述ぶるの權あるを知るに至る、然らば上に僧侶が政論を爲し得可しと論じたるは、彼等の權利上より説きたるのと知れ、然るに婦が一家の爲に發言するは其權利の上より而已するかと言ふに、然るにはあらず、婦たる義務として是非意見を述べざる可らず、若し然かせずんば不貞の婦にして妻たる資格無き者なり、是を以て僧侶が政治を論ずる亦た其

義務にして今日に至る迄で僧侶は此義務を怠り來たれるなり、是れ宗教微弱とされる一原因にして其結果今日の如き不徳を以て滿たざる社會となれり、世の政教分離を口實にして宗教に冷淡なる政治家と政治に頓着無き宗教家とは恰も一致協同を忘すれたる夫婦の如く、彼等は政教一致と云ふ事を忘れたるなり

政教一致

前段に政教の一致は夫婦の一致の如しと云へり、然るに此一致と云ふ意味の解釋により大にその結果を異にするなり、世の夫婦和合を説く人は、此中に夫唱婦隨の意味ありとし、何事にまれば夫の言ふ處は妻に於て決して之に逆ふ事無く、唯命の儘に従へば宜しき者と心得る者あり、古風なる支那流にては左もあるべし、又た今日とても妻は愚昧に夫は賢明と限り、其言ふ處爲す處一々理に合へば婦隨にて宜しけれども、夫必ず賢明に限るにあらず、其言ふ處爲す所必ずしも悉く善なるにも

あらず或は甚しき悪事を爲さんとする時にも、唯だ婦隨が定規なれば
とて其命を奉じ居るは決して賢良なる貞婦たると能はず、是とても夫
婦一致には相違無けれども、如斯き一致は甚だ不吉なる一致にして、予
の希望する一致和合にあらず、政治と宗教とても少しも此れと異なら
ず、多くの宗教家は以爲らく葬禮と、是迄仕來通りの説教と、監獄教誨と、
軍隊布教と、是等は宗教家の爲すべき處にして、其外何の役目もあるこ
と無し、政治は政治家あり吾等の關すべき事にあらず、吾等は唯だ政治
家の爲す處を謹んで奉じ、又た信徒同行に之を奉せしむれば役目は盡
くし終れりと、然り政治家の爲す處、彼の賢明なる夫の如く一々善良な
れば是にて可なり、爲政者は固より此説に異論ある可き筈なし、然れど
も思へ、説教は慈母の子に對する教訓の如し、我が夫が日夜悪業を爲し
つゝあるに、是も汝が父の所業なれば汝も然かすべし、萬事父上の言動
を謹んで奉戴し成長の後には汝も天晴父の悪業を繼ぐべしと教ふる母あ

るや、固より子に教へて父に逆ひ、父の悪業を法庭に訴へしむるが如き
事は決して爲すまじき事なるも、一面には夫を諫め、一面は子をして父
の行爲に於て模範とすべからざる點を識別せしめざる可らず、唯だ抽
象的に善道徳義を説きたりとして教を受くる者の了解し得べき者なら
ず、今此れを宗教と政治とに適用するも同様の事なり、政治に在りては
先きにも云へる如く甲政黨内閣を組織する間に、乙政黨は野に在りて
始終政府の所爲を批難し、又た政黨外の世間が注目すると恰も夫の兄
弟從弟が批難し、諫言するが如くなるが故に、甚しき不埒無きに似たり、
然るに兄弟從弟何れも餘り頼み介意無き不心得の者多からば、妻の外
何人が能く夫をして過なからしめん、嗚呼此の兄弟從弟たる今日の社
會は果して頼がいある人のみを以て充たさるか、今日の社會に健全
なる道徳の制裁力あるか、社會にして若し道義棄たれば宗教家の外何
者か能く制裁者たらん、然して此最後の頼みとする宗教家にして爲政

者にわれ、社會にわれ是等に浸み互る有らゆる惡徳を咎むる能はざる
而曰ならず、自ら好んで爲政者と社會との下風に立ち濁惡の空氣に呼
吸して得意なるは最も不吉なる政教一致を演ずる者なり、一國の安泰
獨立何によりて得られん、世の人今日の有様を見て如何が感ずるや、歎
じて又た歎ずる外無けん

妻は唯だ抽象的道德の原理而已を心得たりとて夫と共に一致の働
の出来る者にあらず、先づ商家の妻ならば店に商なふ品物の品質より、
買入の方法、製産地の模様、需用供給の様子、日々金銭の出納計算帳簿の
事より出入の商人、得意應對、家内活計、臺所向、衣類調度、洗濯等に至る迄
其中表向の事は夫の擔任なりとも、一通の心得無くんば商業上、其他に
て重要な事の夫の氣附かざる點若くは勘違を注意することさへも
能はず、遂に一家の大損耗を招く事なしとせず、妻にして此心得ある上
は女性のまめくしく何事にも注意勝なる持前と合して、一家の幸福

是より生ぜん、宗教家亦た優しき持前を以て、爲政者に對し注意を促が
すべき點決して無しとせず、然れども皆目法律の何たるを知らず、國家
財政、社會經濟の模様をも知らず、政治の趨勢、内外の關係事情等一切注
目する處無くんば抽象的義論を何程研究したればとて、爲政者を警
誡し、社會を誘導するに足らず、於是政教の一致は逆も満足なる者たる
こと能はず、偶々政治を談ずるの宗教家あれば政教混同なりとてこれ
を擯斥す、是れ政教の一致を政教の混同と思へる誤見より起る所に
して、全く世間學を疎んじ顧みざるが故に迂遠極まる者となり、其言ふ
處の道德も古人の説ける文句を誦誦するに止まり、活用の妙無きが故
に社會に對する感化力甚だ寡く、其極遂に社會にては無用視せられ、爲
政者には退ぞけらるゝ事とならん、夫れ宗教は古より申すも畏き事な
がら上一天萬乘の君王より、下萬民に對しての教なれば、何人に向ても
懼るゝ處無く説き示めし得べき者なり、況んや立憲自由政體の今日な

れば憚かる處無く爲政者にも、社會全般にも其批點を指し勸告するの勇氣と技量と無かる可らず

予曰はく何程高尚なる知識智能ありとも人として道義の念強からずんば其知識智能は無用なり又曰く道義強ければ知識智能無くとも人之を仰がん其知らず識らざるの間に世を感化する處大なりと然れども是れ己れ一箇の量見として斯くあり度も人を救くひ社會を救くふの大任を負ふ者は是而已を以て目的を果たす能はざるなり、道義の念は己れ一人にのみ關する所爲にても、他人に關する所爲にても等しく之を要す、若し此念無くんば千萬の惡行醜を接して生せん、然るに假どへ如何程道義心深きも、之を實行する方法を誤らば折角の道念は反て惡行と化せん、此方法なる者は即ち道念には非ずして智力の部に屬し知識と智慧との干かる處なり、人の病を見て何人か同感を表し之を救はんと欲するの道念起らざる者あらん、然るに之を醫する方法の良否

は人を救ふともなり、又た人を殺すともなる、試みに汝が病に罹かりたる時の事を追想せよ、甲は數井庸仙は當今の名醫なれば之れが治療を受けんことを勸告し、乙は下手竹子は按摩の名人なればとて之を推薦し、丙は正一位由良倉大明神の御加持を勧め、丁は柳谷清水兩觀世音合製の御供水の功德を説き、其他蚯蚓の骨と蚊の涙を蒸溜にして呑むべし、蛇の袴を茶毘の煙に燻へ、葱南蠻にして日に一度宛食ふべし等、何れも己れが信ずる方法を申出で病者に取ては迷惑なること限りなれども、皆之れ道義の本心より出でたる深切に外ならず、唯だ其知識の淺薄なるが爲に隱に苦笑し、憫然に思ふて其場を體能く繕らふことなり、道念而已堅固なれば夫にて濟むと思ふは大なる心得違にして、今宗教家は俗世間の者とは一層も十層も堅固なる道念を要するは無論なれども、救世の方法を知らずんば僧侶宗教家と、道念強き在俗の愚夫愚婦と何の異なる處あるか、苟くも俗世界の上に歴然一天地を作く

れる宗教家、其本分を全ふするには道念の外に俗世界よりも深く知る處無かる可らず、然るに之に反し社會の誘導を以て任ずる宗教家が、活用^イに乏しき學問而已を以て俗世間に臨み、何時^ツ聴く度の説教、何人に聴く説教も、千返一律なるが故に、餘程の篤信家か、家業に用無き者の外自然に足も遠ざかり、聴聞の面々はいつも異なること無き有様となり、社會中の小部分に而已法を聞かす事となる、而して是等平生聴聞に出掛る者は、大概道の何たるを會得もしたるべしと認むれば、是等には實は教は左して重要なるにあらず、夫よりも一たびも説教を耳にしたることなく、道の何たるを心得ざる者の爲にこそ教は最も必要なり、然るに是等は右の如き成行より遂に説教は老人に而已必用の者と承知し、願ふること無し、偶々何にかの因縁により聴聞することあるも、説く處甚だ縁遠く、差づめ日々入用の事にあらず死して後の事なれば、先づ當分は用事打棄聞く程の者にあらずと合點して、再び教會に立寄る事無

し於て是宗教と社會と全然隔絶し、之に向て何の勢力も有ること無く、又た社會に在りては教訓を加ふる者も無く、目の當り批點を打つ者も無きが爲め、吾儘増長し不徳不義は至る處に行なはれ、習慣性となりつゝある今日とはなれり、如斯き事は今更奇らしく説く可きことにあらずして今では早や廿年程の古しに世の宗教家に向ひ注意を促したることとなるが、漸く近頃に至り諸宗とも延引ながら普通科を宗教學校の科程に入るゝ事となりたれば、稍や其面目を改めたりと雖も、上にも論じたる如く、宗教には固守の情力極めて強く、改進の歩調容易に抄^ハとらず、兎角社會の背後に緩歩すること遺憾なれ、眞に政教一致の實を擧げんと欲せば、須らく社會活用の學科を増加し僧侶教育の方針を改むべし、乞ふ少しく愚意のある處を述べん

宗教家教育

宗教家が教育中最も重きを置く者は經論の研究なり、是れ宗教家と

して左もある可き事なり、然れども其説く處、安心の定義解釋、安心を得る方法の哲理にして、最も複雑、諸種の經驗ある腦力あるに非らずんば解せらる可き者にあらず、唯だ不思議の機縁により學ばずとも經理を理解する者少年中には往々あるとなれども、學ばずんば其何物たるを知らざる者に至ては先づ有形の事柄を篤と承知したる上ならでは抽象無形の道理は解する能はず、人間世渡の上にある形而以下の職業すら講釋や書籍にて合點出來る者にあらざるなり、假へば一例を掲げて曰はん、爰に少年あり、其父母は之をして提燈工あきとんたらしめんと欲し、其工を選らび吾子の將來を托す、然るに頑是無き少年は固より提燈職の好ましきや否を知らず、自己に取りて此職を好むや否を知らず、兎も角父母の命に従ひて今年今月の吉日親方に丁稚奉公することとなりたり、扱て翌日より提燈工の親方は此少年に向ひ筆紙墨と書籍とを與へ、先づ竹の性質を説き、次に小刀なる者は鐵鋼等を以て之を作りたる者

なることを教へ、此小刀と稱する者を以て竹を切り、何厘の中、何寸の長さ竹を割き、豎て二尺の提燈には其竹骨の數何本にして、提燈の上側は骨の長さ何寸、次ぎは何寸何厘と次第に中央に廣がり、以下又た漸次に縮少する如くにし、絲を以て何寸置に結び、骨と骨との間何分を隔つ、而して紙は何寸に切り、糊は斯くくにて作り、水何程を混和し、刷毛はきは右の手に持ち指何本は刷毛の前面に、其他は後面に置き、何回半糊壺の中を攪き廻はし、糊の目方一刷毛に付何分何厘程を附着し、一本の骨には目方何厘の糊を塗る等の事も明細に提燈仕上に至る迄一日數時間講釋し、之を筆記せしめ、之を記憶せしめ、半年ごとに忘却せざるや否を試験し、三年の月日を費し提燈一切の講義書何十卷は立派に出來上り、此内には高張、馬乘、小田原提燈、人力提燈、豆提燈等悉く網羅して餘さず、如何にも完全なる提燈哲學書にして是を筆記せる少年も早や卒業の提燈學士となり濟したり、然るに此三年の間教ふる親方は、少年の前に

於て一回たも竹を切りて示めしたることなく、刷毛を以て糊を骨に塗
りたるとなく、紙を切りたること無く、少年固より親方より示めされざ
る故、自ら之を爲すべき筈なく、唯だ親方の爲す處は日々提燈講義の放
科後は愛妾と面白おかしく酒酌む外は、提燈に關する何の働きを爲す
ことあること無し、少年熟く以爲らく提燈工とは日々筆記講釋にて、後
は酒を呑む事の意味なり、是ならば甚だ容易き業なる而已ならず、至極
面白き業なりと、卒業の翌日提燈學士の名を掲げて愛妾を圍てひ酒色
に溺れて餘念なし、唯だ時々不審を起こし、自ら問ふらく提燈工とは提
燈を作る職なり、然るに親方は一の提燈を作くりたることなし、予も
亦た之を作らず、去るにても世に提燈の有るを見れば何人か之を作
る者なかる可らずと屢々考へ、遂に決斷して曰く、予は提燈學者なり、予
の位地は高し、即ち學理専門家なり、而して彼の提燈を造くる者は下等
實地の技手而已と、夫れ一箇の提燈すら講釋によりて造くらるゝ者に

あらず、況んや社會國家を照らす大提燈宗教家が何として少年に對す
る講釋而已に依りて解せられ、實行せられんや、予は今日此親方少年に
類する宗教家あらざるやを疑ふ、少年無經驗の者に具體形而下の學を
授くることを避け、彼等に取り無意味の學科を授くるは宗教家而已の
弊害にあらずして、今日の普通教育にもあることなり、今一二を示めさ
ば之と對照し宗教々育とても同様なること明瞭とならん、

吾れに一女あり、當明治三十一年に於て年齢十一才、本年春初めて高
等小學校に入る、其尋常小學に在りて學びし處の帝國讀本は學海指針
社の編著とあり、京都府一般に用ふる者と聞く、其卷八第二十八課の題
目「國民ノ二大義務其二」とありて、次ぎに

「日本臣民ハ法律ノ定ムル處ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
日本臣民ハ法律ノ定ムル處ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス
右ニ記シタルハ我國ノ憲法ナリ今ソノ所以ヲ各々ニ語ラン」

右は唯だ一節を引例したる者にして、是に類するもの全巻に充滿す、權利義務、法律、憲法等の解釋は目に文字ある大人と雖も始めて聽きたる者には容易に理會さる可き語にあらず、予が少年の頃、學校に在りて、教員、職員等と時々討論會を聞けり、今とは違ひ當時は官吏も此會に臨み、生徒討論の裁斷等を爲したり、而して屢々權利義務等の諸問題に逢着したるとなるが、後より思へば裁斷者すら甚だ不明不當の解釋を與へたりし事は、今尙ほ記憶するなり、又た左もありぬべし、六ヶ敷く解釋せば一朝一夕に出來く可き事にあらざればなり、然るに人間界に呼吸を始めて以來僅に八九歳の女子に如何してか此等の語に對する觀念を與へ得べき、如何程の良教師が何程説明したりとて益々不明了にこそなれ、決して會得の出來得る者にあらざるなり、如斯き書を編著する者も、之を檢定済とせる文部省も、之を採用する教育社會も、唯だ無法と評するの外適當なる語を發見する能はず、又た同じく尋常小學「日本修身

書卷六「渡邊某著とあり、開卷第一は孝行を説き二ヶの談話と訓言あり其最初の者を左に掲げん

「日月流るゝが如し親に事ふると久しかる可らず故に子たらんものは誠をつくし力をつくして及ばざらんとををそるゝが如くすべし」昔京都に山田古嗣といふ人あり幼くして母を失ひ善く繼母にはいと假名附せり事へ居たり後に或る書をよみ「樹靜かならんとすれども風やます子養はんとすれども親いまさす」といへる所に至り亡き母の事を思ひ出し涙を流して書の内容を覺ゆざりしとぞ父母の世にまします時に孝行をつくさずば後に悔ゆるともかひなかるべし

樹靜かならんとすれども風やます子養はんとすれども親いまさすかひなしや親のいさめしふることを
老いてぞさらに思ひしりぬる

子をもちて知る親の思

右第一句訓言「誠をつくし力をつくし」云々は充分力を入れて書きたる積なるべきも、如斯き文句にては力と言ふ字を何百字並べ「つくし」と言ふ語を何千言書入たりとて、力の入る者にあらず、蓋し文體抽象的なればなり、若し抽象的に「力」を入れよと言ふを以て効力ありとすれば、説教するにも、學問を勸むるにも、家業を勵ましむるにも、能く、充分の力をつくすべし」と言ふ句を活版摺にして、一二萬言書き與へ効ある筈なり、然るに中々以て勸告者の思ふ通りに行かざることば人々種々の經驗にて知ることなるべし、其次の話も誠に美談には相違無れども、九歳十歳の小兒がこれに寄りて道念の更らに發するとも思はれず、何となれば文體簡畧にして矢張抽象的なればなり、兒供心に之を悟りて書物を讀み、涙を垂れば夫れにて孝行の事と思はん、若し彼等にして深く悟入せば自ら子を持つ迄では親の思を知るに及ばずとせん、予の此言を

聞きて餘りなりと言ふ人あるべきかは知らねども、幼稚なる腦力を以ては思ひも寄らざる考もすることにて、讀者が幼少の頃、途方も無き考を爲し居たる何事かを追想せば如何に小兒思考力の區域狭まきやを知らん、而して話の後へに更らに前言を反復したるは丁寧の積なるべきも、小兒には反て異様に見ゆるなり、若し予の言を疑ふ者あらば小學兒童を半日側らに坐せしめ、讀本修身書等を出だし嚴肅を去り、打解けて扱て書物の中に付き小兒の意見を自由に吐露せしめ試むべし、驚く可く抱腹すべき事あるを發見せん、又た試みに書籍を離れ、彼等が父母を如何に思ふやを、其所爲言語に依りて考ふべし、如何に彼等が孝心深きやを發見せん、父の歸宅遲き時は心を痛み、母の不在には涙を流し、無理も言ひ小言を并ぶとあるも、本心には父母を天下第一等の人と思ひ、何人も之に勝る人ありと思はず、是れにて兒童の孝心明なり、唯だ彼等は孝行と云ふ言葉を知らざるなり、然るに徒らに抽象的文句を説き立

つるが故に、天性孝なる者も吾れに孝心のありながら、他に孝なる六ヶ敷者ありと信じ、六ヶ敷者ならば逆も出来ざるべしと思ふ發端へ、種々小兒に了解せられざる事を教ふるが故、遂に反逆心を起こさしめ所謂無理小言次第に増長し、果ては不孝の者を造り出す事となるなり、若し此方針を改め小兒に了解し易き而已ならず、孝行とは大先生や、廿四孝の名高き人々而已ならず、何人にも爲し得らるゝ者として即ち小兒の働きに適したる孝道を説かば、其効果大なるなり、又更らに孝行など言ふ學者らしき言葉を教ふるにも及ばず、唯だ其實が行なはるれば可なり、されば修身書など言ふ者、一切小兒には不必用にて、讀本の中に修身の實あるとを含蓄せしむる方、彼等に能く解せらるゝなり、今初學讀本なれば「アレ寅サン彼の柿の木には熟した實が澤山あります、アレは何人のでしよふ」「ヘーアレは私の伯父サンの庭の木でござります、私と一所に参り伯父サンに頼みて一つ二つ取りて参りましたよふ」「伯父は兩

人に柿の實を與ふ、吉と云ふ一方の小兒曰く「私の母サンは柿がまことに好きでござります、私は直ぐに母サンへ持て行てあげます」右の如き意にて級により少しづゝ文體を替へば可なり、小兒に了解せらるゝ話にして母への孝心は不知不識養はらるゝなり、命令的訓言は成長の大人にすら効力なし、況んや小兒をや、若し訓言が強力なる効ある者ならば一たび論語を讀む者、一たび經文を聞く者は直ちに善人となるべき筈ながら、天下に論語の講釋は甚だ上手なる不道德家、經文講義の至極上手なる墮落僧は中々數多きことなり、世に軍談なる者あり、予一夕之を聞きて大に感したることあり、軍談師固より訓言を發すべき筈なし、然れども其談話は最も具體的に組織せられ、骨髓に於ては仁義忠孝のの美事なるが故、話柄は假とへ俠客などの事も演ずれども何れも境遇さへ異なれば天下知名の義烈なる人々たることを得るの資格を備ふる古今義人の談柄にして、其感化力は遙かに論語經書の講釋に勝るこ

とを信せり、於是予以爲らく吾國の一部は孔孟に感化せられ、一部は神佛道に感化せらるれども、是等の感化を洩るゝ然かも随分兩者の持餘すべき社會の一部は軍談の感化によりて彼れ等社會中一種の義徳を繼承し門外漢の知るを得ざる美德の存するあるに至ると、是全く抽象的に非ずして具體的なればなり、思ふに讀本修身書の著者は幼兒に對し抽象は宜しからざることは承知するなるべしと雖も、抽象とは偏へに文の複雑とのみ思ひ具體は簡易と思ふたるより、斯くの如き者となれるなり、成程具體は簡易に相違無けれども、簡易とは事柄の簡易にして文の簡易を言ふに非ず、されば尋常と云はず高等と云はず小學校教科書は一より十迄悉く此誤解を標準として作りたる者なれば、當今の教科書決して善良なる者にあらず、

予の論固より小學教科書を批評するの目的にあらず、唯だ其一端を示めし宗教家の反省を促がす例證とせる而已、然らば經論の研究は學

ぶ者の腦力發達して後種々の不審の生ずる頃まで猶豫すべきなり、扱て次ぎには理化算數植物生理學等は近頃に至りて加へられたれば、是は宜ろしとして外に何科あるやと言へば詩文等も相當重要な科として教へらるなるべし、是等に付ても一々詳論すべき事はあれ共、他の機會を待つこととして唯だ一言を要するは或る宗教家が支那文を屬るを以て誇り、平仄四聲の何たるを知らず、黒白の印を諧記して機械的に文字を并べ、之を詩なりとて人々に誇る者あり、是も可なりと雖も、夫よりも尙重大なる學問こそ入要なり、前々より述べたる如く、爲政者の爲す處を解剖して其良否を識り、社會の趨勢を洞察して其是非を別ち、善を勵まし惡を擯ぞけ、政教一致の實を擧げ、救世の目的を達せんには理化數文等の學科にては固より事足るべくもあらず、今一步を進め具眼の學科を研究せしむべし、政、法律學の如き經濟、社會學の如きは僧侶の是非修めざる可らざる必須の學科なり、假どへ僧侶が政論を爲さる

迄も是等の學問は一通り心得居らずんば社會に發する千百の現象が將來善果を生すべきや、惡果を生すべきやも豫知する能はざる而已ならず、宗教家が社會に對して爲すべき事業も、思はざる結果を生ずるに至りて始めて喫驚狼狽する事あるべく、又た何事を社會に向て勸告すべきや、將たすべからざるやをも知らず、前に陳べたる如く常に抽象的、道徳論を述ぶるの外何事も爲し得べからず、鎮港桃源の夢を結びつゝありし古へは何事立てども世の中の現象左して變る事も無けれ共、萬國交通知識普通の今日は日々夜々に新事物顯はれ來り、一ヶ月間は扱置き一日たりとも新聞紙を讀まざれば、知らざる事柄の頻々として起り、事の處置に苦しむ有様となりたり、然して是等千狀萬體に變遷する現象は皆な上に言へる如き學科の統ぶる處にして而も其諸學科は互に相關聯するなり、去れば宗教家が慈善を施さんと欲すると、斯く複雑なる關係を知らずんば根本より諸民を救ふ能はず、反て善惡を生ず

るに至るなり、今試みに此點に付き左に説かん

慈善事業

宗教家の慈善事業と云はゞ、世間不景氣の時米穀を貧民に施與するが如き、棄てられたる孤兒養育院の如き外、現今是と云ふ慈善事業を爲すを聞かず、是等は固より直接政治に關係無き事なれども、社會に顯はるゝ一現象なれば遠き末に於て國家に影響あるとなり、其故は孤兒院なる者所々に設けらるゝに至らば不埒なる徒ヒナは是を善き事として親たる責任を忘すれ、喜んで之を棄つること無しとせず、既に一子を棄て其結構に養育せらるゝを見、大に安心し責任の輕ろく成りたるを以て、家業に勵げむ可き筈なるを、左は爲すして不注意に其日を送くり、子を生めば更らに孤兒院に棄つれば善しとするに至る、又た不身持の者は益益く助を得て私生兒を生む事と成り、其結果子の親をして墮落せしむる上、社會の人口を徒らに増加し、之を養ふ出費は社會の製産事業よ

り吸収せられて爰に注ぎ入れられ、消費せらる、又た不景氣の施米とても右に類似のことあるなり、予の知れる商人あり、死人の年回に貧民に施米せんとのことにて、區役所に切符を托し眞の憐む可き貧困者へ配付を依頼し、日限を定めて某所に米と引替へしむることとせり、予大に其事を賞んたれども私かに其方法の功果寡きを思へり、去ながら懇親の間柄と云ふにも非ず、且つは慈善とありて區役所より夫々選抜配付することなれば眞に憫むべき貧困者に施す事となる可しと黙し居たるが、愈々期日に至り其實況を目撃し最初の豫想に違はざりしを證せり、蓋し當日來りたる者の衣服杯も餘り見悪くからざる者多く、成程世には薄命なる者ありて昨日迄相當の暮しも爲したれども、不時の災難にかゝり今日を送くる能はず、去連人に食を乞ふことを口にだも言ひ出で背せざる者あり、果して此等なれば憫然の次第なれども、予が彼等の舉動を目撃したる處によれば、決して去る善良なる貧困者にもあ

らず、又た實際家計に大困難なる者にも非ずと信せり、彼等の多くが婦人にてありながら粗漫なる舉動にて仲々以て恥らふ氣色なき更に無く、入口を違へて「米は何處にてもらふのロス」米は何時出るのロス」等大辭にて問ふ様より、米と引かへ風呂敷に包む舉措、一禮をも述べず洒々として立去る風體、決して憫然を加ふ可き貧民にあらず、全く施米を當前の事と心得る不埒の輩なり、彼等に施給する時は日々貴重の光陰を空しく消費し、爲す處は國家にも自己にも何の益なき而已ならず、施米を當てに悪事を働らき入らざる子を生み、國家に貧民を増加し、其結果は全國の損耗となる而已ならず、現今將來の惡徒は多く是等より生ずるとなれば、施て全國に害を及ぼし監獄の隆盛を致すことなる、然らば今世の慈善事業と稱するは最初に惡人を製造し、監獄に入れて而して後之を教誨する順序となる、甚だ念の入たる次第ならずや、是が爲め國民經濟の上に幾多の損失を及ぼす而已ならず、國家に多數の貧困者あ

るは決して好まじき事にあらず、世には貧困者多しとて吾さへ富めば善しと思へる者もあるべしと雖も、貧民、悪徒多ければ種々の害毒は全般に蒸染することにして、遂には社會全體の墮落となり、國家滅亡するに至らん、然らば慈善事業なりとて輕々しく手を下たすべきに非ず、其影響する處を考へ最も弊害少なくて功德多かるべき方法を案出せざる可らざるなり、予が斯く言ふ故にとて決して窮民に施物を爲す可らずと云ふにあらず、眞に差迫まりたる貧者には施與をも爲す可きは勿論の事なれども、一時の給與を以て慈善の目的を果したる者と思ふは大なる誤にして、彼等は無論、世間一般困窮の民をして永久に互り活計を立てしむべき方法を講せざる可らず、要するに今の慈善とは誠に狭小なる者にして老婆の善根に等し、如何となれば目前に立墾がり袖を引きて隣を乞ふ者に小錢を與ふると一般なればなり、今少しく眼を活大にして遠く社會地平線の彼方を眺み、深く表面以下を探れば、至

欠

MISSING

而己を爲して他は如何なる事を爲すも頓着せず、商業も政治も互に他と一致せずんば、恰も眼耳鼻等の機關が一致の運動を爲さると同様にして折角の機關は何の役にも立たず、試に例を取れば、一杯の飯を食せんに、眼は先づ其飯なるを見る、然るに眼より意識に報知することなくんば、意識は手に向て茶碗箸を取ることと命すると能はず、又た意識が眼の通知を得ながら手に通ずる處無くんば、飯器は何者も之を動かすことなし、口も舌も胃腹も亦た然り、又更らに飯上に害虫ありて眼能く之を見ながら之を意識に通せず、或は意識にして眼の通知を輕視し只だ飯器を取て食ふ事而已を手に傳令せば、生命を失なふに至らん、去れば宗教家が社會害惡の存するを知りながら、之れに付き何處にも論じ示めす處なく、又た何事も爲さずんば、宗教を眼と見るも、意識と見るも、其役目を怠れる者と云はざる可らず、又た宗教家をして新聞雜誌上にも演説説教にても國會議場其他何の場所にても一切其効力ある、發

言を爲さしめざるは、其當然の役目を禁ずる者なり、未開不活潑なる社會に在ては之を組成する分子たる個人の働も不活潑にして、各部の官能未だ充分發達せず、從て其働も亦た甚だ遲鈍なること恰も小兒の如く、眼と手と瞬速にして相應援するが如きと無く、又た害も大ならざる場合あり、たとへば、小兒が誤て倒はるゝとも身輕にして大傷も無きが如し、故に未開の間は宗教家の働も遲鈍にして、政治との應援は薄くとも可なり、然るに社會の開明に赴くにつれ、組成分子の個人も機敏となり、個人と個人との聯絡は次第に複雑となり、諸の官能活潑なる働を爲すに至ては一箇の動物が發達したると同様、何れの部分の分子も獨立する能はざるなり、是れ固より小兒とても大人とても大體の上には變り無れども微細に解剖せば其差あることにして、今之を動物中、劣等なる者と優等なる者とを比ぶれば甚だ明瞭となるべし、劣等なる動物中、蚯蚓の如きは何人も知る如く之を兩斷して上部と下部とが死せず、又

た龜は其首を切り落されながら數日間生息す、其他手足を引抜かるゝも第二の手足發生する昆蟲もあり、之れ彼等の各機關が餘り親密に聯絡し居らざる證なり、之れに反し優等の人間に在ては小指一本切落して第二の指を生ずる能はざる而已ならず、些細の負傷の爲め病を發し遂に死に至る者寡からず、之れ各部が互に密接に聯絡せる證なり、今宗教は社會と稱する動物の機關中甚だ重要なる者なるに、其働遲鈍にして他と關聯せずんば、龜首の如く昆蟲の手足の如く、其社會が充分發達し居らざる證なり、又た他方より言はゞ、社會が益々進歩發達しつゝあらば、宗教は是非とも敏速に且つ密接に社會の他の各部と連結せずんば、其社會は發達を障礙げられ開化すること無く、一箇不具なる怪物とならん、是れ又た宗教が政治經濟等の諸現象を他の爲す業なりとて袖手傍觀すべからざる理由なり、

上に既に動物にもせよ社會にもせよ優等なる方へ上達するに従ひ

其組成の分子益々互に密接の關係を生ずるとを説きたり、今一步を進めて之を詳説せんに、野蠻の時に在ては人間個々に分立して互に關係せずとも、各自衣食を作りつゝあるが故に、他人が如何成行くとも吾が幸福に妨げあると無れども、衣服を造くる者、米麥を造くる者等、各々業を異にするに至りては、甲の身の上に起る幸と不幸とは、吾れにも影響することにして、假とへば若し日本國中の大工一同協議し業を廢め何人も之れに代はる者無くんば、吾等は住する家無く其不幸や筆紙の盡くす處にあらず、若し國中の農夫が田を耕やすことを停め外國よりの輸入する米麥も無くんば、國民擧て餓死せん、世の進むに従ひ此傾向益々強く、社會の一小部に於ける出來事は全部に差し響くこと恰も人身と異なる無く、眼の病も、口の病も、眼と口とに止まらず、身體一面に雖滋を感ずるが故に、一小部の事なりとて輕々に附すべからず、去れば今日の世にては、各自一身の幸福は各自一身にて得らるゝに非ず、社會四

千万同胞と幸福を共にするなり、故に人間と生れて幸福を得べき權利を全ふせんには是非とも同胞をして各々勝手の所爲に任かす可らざる場合は日々に増加しつゝあり、一市を以て言ふも其例は夥しきことにして、家ごとに洋燈を點じ蠟燭を用ふる間は互に何の關係も無れども、一市を擧て一電燈會社により點燈せらるゝときに在りて、若し電線に故障を生ずるか、電燈會社役員一人の不注意より發電機に損所を生ずること有らば、全市は瞬く間に暗黒世界となる、或は瓦斯を全市に供給する處に在て、一役員の不注意より瓦斯の爆發することもあらば、幾十百萬の人民は一呼吸の間に火葬せられ幾千萬億の財産は灰燼と化す、如斯き社會に於ては何人が何と言ふとも、古への如く少數の爲政者に天下を擧げて一任すべきにあらず、全國の人民洩れ無く國家の維持と發達に重大の責任を負ひ、多數者の智力と意見を集めざる可らざる必要益々迫り來る、是れ國會政治の必要愈々強く成り、歐米に於て次第

に選挙權の擴張せられつゝある所以にして社會論の日々其歩武を進めつゝあるも是れが爲なり、
 人々相互の關係は決して電燈瓦斯等に限らず、製造業に在りても亦然るなり、假令ば懐中時計の如き側蓋を造くる者、龍頭を造くる者、内部の板金等を造くる者、大齒車を造くる者、微細齒車を造くる者、柱を造くる者、鋼鐵帶を造くる者、毛細彈條を造くる者、示時盤を造くる者、文字を印する者、時計針を作る者、字模様を彫刻する者、大小寶石を琢磨く者、板齒車を組上ぐる者、毛細彈條を組入る者、寶石を挿込む者、玻璃蓋を造くる者等の各職人ありて一部の職人は他を兼ねることを知らず、故に是等の各職人一致せずんば一箇の時計たも作り出だすこと能はざるは勿論、其中一部の職人を缺けば時計は造らるゝ能はず、今爰に一箇の時計會社千人の職工を使用するありて、此中二十人乃至四十人を彈條若くは組上の職工とせよ、若し此數十人の者同盟罷工せば、残りの九百

何十人は之が爲に時計を造くる能はず、空しく手を束ねて業を廢すの外策あることなし、又た此會社にして工場を閉ぢるか、或は某人數を解雇するとせば、此職を失なふたる者は活路を失なふなり、蓋し彼等個々に分れては時計を造くる能はざることも恰も人間身體の一部、たとへば眼鼻等を切り離したるに等しく、他と聯絡を斷たれては何の役にも立たず、何の職を爲すことも知らず餓死するの外無けん、夫れ一利あれば一害あるは何事にも免れざる處にして社會の進歩すると共に、一個人は是非とも多數と協同せずんば、世の中に生き永らへる事さへも出來ぬ事となるは、誠に已むを得ざる次第なり、而して此狀體や富者には大に便利にして、之を利用し富者相結合して益々富を吸収し、勢力彌増に増し貧者に幸福の餘地を残さざらんとなす、而して勢力ある者に附從し之れに阿諛するは人世の常なれば、若し政治に與かる者墮落して只管富者の鼻息を伺ひ、憐れむ可き細民の爲めに一點の同情をも表せ

ず、富者に便宜なる法律を設け、富者にのみ政權を與へ、富者をして思ふ儘に貧者を抑壓せしむるに至らば、彼等は何の處に向てか哀訴せんや、如斯んば寧ろ代議政治無きに若かざるなり、今や吾國將さに此不吉なる悲劇の序幕を演せんとしつゝあるなり、否な既に演じつゝあるなり、宗教家宜しく驟起し法鼓を鳴らし、猛進して此方面を突き、細民を窘厄の中より救濟すべきなり、予宗教家に會ふことに之を説かざる無しと雖も極めて冷淡なる答辭を受くるを常とす、甚しきに至ては一笑に付し去る者あり、今更此等の人の爲に聊か狀體を陳べん、

勞働者教誨(資本主と勞働者—奴隷) 近頃製造所諸所に勃興し、何れも幾百千の職工を有すれば、爰に教誨師を聘し彼等をして法澤に浴せしむと聞く、是誠に目出度事なり、然るに時々、新誌の報する處に依れば、勞働者が會社役員の爲めに虐得せられつゝあるが如し、會社よりの取消辨解はあれども予は全く無根の事と信する能はず、假令新誌の報導

が事實を詛ることありとするも、其訛傳の生ずる必ず多少の原因無くんばあらず、物の衝突無くして響を發するの道理無ればなり、或は辨解する處によれば會社と勞働者との間に於て雇入の初めに契約する處ありて立派に本人の誓約書迄作りあり、一見會社に充分の言前あるに似たれ共、吾等の胸中には決して之れに承服する能はざるなり、多數勞働者の事なれば彼等を以て悉く善良なる者と云ふは固より輕卒極まる應斷なれども、勸誘者の言に鈎られ眼に餘り文字無き田舎の少女等が盲目判を押し、思も依らざる誓約書を出したる者も察らざるべし、而して此誓約書は皆同一文句なれば會社顧問の法律に委しき人が録出したる者なるべく、然らば固より會社に不利なる筈無く、本人筆不調法と申出るは事慣れざる日本婦人にも男子にも有勝の事にして、浮世に恐ろし鬼ある事を知らざる可憐の婦女は、一身の安危に罹る大切なる書き物とは夢知らず、他人代筆を以て威嚴き役員の面前、心恥か敷、手取

り早く済まし終り、或は誓約書其他書類、職工規則等讀み聞かざる、事もあるべしと雖も、深く支那學を納めたるにもあらず、法律を學びたるとも無き者の、一回二回の朗讀ありとも六ヶ敷漢語交りの文が彼等に解るべき道理無し、只た何事も最初國元出立の前、勸誘者より聞取りたる事而已先入主となりて只管之を頼みに出來りたる者なれば、外に子細あるべしとは疑だもせざりしなり、然るに日を経、月を重ねるに従ひ、當初の所信と齟齬する事而已なれば本國懐かしく半季奉公の主人より暇を得て歸ると同じく、易々と解雇さるゝことゝ心得、其由申出るづに及び例の誓約書を突出され、爰に始めて奴隸に賣られたることを氣付き、彼是言ふも恐ろしき法律とやら言ふことのありとて、夜と無く晝と無く、生ながら地獄の阿責を受くる思して涙を吞み、年季の終るを待ちつゝあるが如し、日夜此苦痛の中に呻吟し、一刻の心を慰むる事とては無きものから、操正しからざるものは密に淫を販き、一身を持崩す

に至る者あることは、製造所の近傍に待合等のあるを見て、も知らるなり、於是予は製造所が教誨師を聘するの動機に付て疑無き能はず、果して職工を憐れむの心よりしたることなれば此上も無き事なれども、職工を制御し、不平を和らげ、虐侍を忘れしめんどの心より宗教を機關にするものならば、怪しからぬ事柄と云ふ可きなり、予未だ製造所勞働者に對する教誨を聞かず、又た其教誨を擔當する知識に面會して其教誨の目的及び其人の心事を糺したること無きが故に、爰に是非を論斷すること能はされども、若し其人にして職工が日々如何に待遇せられ居るやを詮索せず、只た一向に役員の命に従ふ可きことを教へ、無理なることも堪忍せよと勸むるが如きことあらば、是れ大に哀しむ可き事柄にして、教誨師折角の骨折は決して勞働者の心中に嬉しく迎へられず、其効無きなり、若し又た其効ありて勞働者が一一、教を奉戴し爾來役員の壓虐を堪へ忍ぶに至るとせんか、是れ國家に取り大害を造くる者な

り、予は此の如き教誨を廢し役員等に向て教誨せんことを勸告せざる可らず、

如斯教誨が効力あらば國家に大害ありと言ふに付て不審に思ふ人もある可し、乞ふ其の人に對して曰はん、既に上に陳べたる如く、是れ富者の勢力を助けて貧者を壓することなればなり、社會勞働者の階級をして卑屈に慣はし奴隸を甘んずるの風を養へばなり、國中卑屈奴隸の民多ければ國の發達を見る能はさればなり、彼等の奴隸精神は彼等の子孫に遺傳せられ、國中大多數の人民卑屈とならば、外強國と肩を比ぶ能はず、遂に國家の獨立を失ふに至るべければなり、勞働者教誨師の責任も亦た重大ならずや、

人あり予に謂て曰く某學者の説によれば今日の學問は古へと違ひ學資を要すること夥しく資産ある者に非ずんば其子弟の教育は出来る者に非ず、去れば細民勞働者に至ては教育を受くるの權利を天より

剝奪したる者と心得べし云々と、予平日甚だ多忙未だ某學者の説を讀まざるが故に是れ其學者の主義なるや否を知らず、然れども何人にあれ此れと同説を主張する人あらば誠に以て驚き入たる暴論にして、文明日進の今日にかゝる説を聞くこそ不思議なれ、さらでも富者の勢力は日々に増大とならん傾あるに、如斯説を唱ふる者あらば益々富者の跋扈を助すけ、人權を蹂躪し世に慈善を思ふ者皆無とならん、貧富懸隔の吾國より甚しき歐米さへも何拾萬、何百萬の金圓を義捐して諸種の學校、學會を興こし、教育の普及を圖かる資産家は中々其數多き事は何人も知る處なるべし、此他富者が細民の爲めに盡くす處あるは私かに敬服する處なり、又た富者而已ならず、宗教家は申すに及ばず、學者も、法律家も、政治家も社會問題には深く心を注ぎ公然の談論にも、對坐の茶談にも、下民を憐むの情は言外に溢れ、時に聞く人をして其愛情の濃かなるに感じ覺へず涙を搾らしむる者あり、只た表面より見て歐米諸國

に往々同盟罷工の慘劇演せらるゝが故に、資本主階級は常に勞働者階級を壓する事と而已思ふは大なる妄想にして、同盟罷工を企つことを得るや是れ勞働者階級の人權が蹂躪し居られざる證據にして、彼の盲目判を押せる誓約誓と法律とを小楯に職工を縛る間は人權を剝ぎ取られたる奴隷と等しければ己れの權利を主張し之を防禦する爲め職工の同盟さへも結ぶ能はざるなり、斯く言へばとて予が同盟罷工を善き者として獎勵する者と速断すべからず其國家産業に有害なるは今更論ずる迄も無き事なり、然れども資本主は社會に勢力ありて、彼等は種々の便宜ある間に、勞働者は勢力も無く、便宜も無く、既に上に陳べたる如く、一日職を失なへば生命に關する窮窟なる位地にある者なれば、一方の壓力に對し、權利と幸福とを全ふせんが爲めには平生より同盟救済の方法を講じ互に提携するは正當の所爲なる而已ならず、宜しく之を獎勵すべきなり、只だ罷工に至ては資本勞働の衝突が極端に達

したる不言なる結果にして、必ずしも勞働者の一方而已を咎む可きに非ず、要するに同盟は資本主に對する權力の均衡にして、之れに依り相方反て無事なるを得、然れば罷工は戦争にして勞働者が好んで爲す所に非ざるなり、萬已むを得ざるに出づるなり、

勞働者教育、人或ひは論じて曰はん、下等細民が教育を受くる時は彼等の智識發達するが故に人權の何たるを知るに至り、從て同盟も罷工も數多く成り、結局資本家の利益を殺るゝなり、寧ろ彼等は慎んで職を勵げみ、温良無爲の民たれよと、古風なる富者も學者も此説を善しと言はん、予曰ふ、温良にして職を勵げむの民たる可きは予も熱心に賛成する處なれども、無智識にして不器用なる民、卑屈にして奴隷を甘んずるの民は決して國家の利益にあらず、其卑屈奴隷が子孫に遺傳せられ、國の獨立に影響するとは既に上に論じたれば、其他の點に付て論せんに、先づ下等小民が教育を受くれば同盟罷工盛なるべしと想ふは

大なる誤なり、既に今日迄に吾國に同盟罷工の有りたることは世人の知る處の如し、去れば此後とても屢々此不幸を視る可きは何人も覺悟せざる可らず、然れば勞働者等が富者の所望通り將來愈無智文盲とならば、先見の明無くして一にも罷工、二にも罷工と、只だ前後の考無く暴力を逞くすること而已を能事とし、實際業務の上に出精すること無く勝手を主張する事而已増加するに至る可きは鏡に掛けて見るが如し、諺にも「愚かなる者程恐ろしき者無し」と言へる通り、善き事を知らざるが故に、惡しき事而已に走り易きは矇昧なる者の常なれば、富者折角の注文は、反て大迷惑を醸もすこととなる、加之假とへ暴力を振るひ罷工杯企つること無く慎しで業務に従ふとも愚鈍なる職工多ければ、如何程賃銀安直なるも工妙なる職業を爲す能はず、腦力の運用、手先の使用遲鈍なるが故に、仕事も抄取す、外見には孜孜として出精するに似たるも、心の中には仕事外の事を想ひ、如何に嚴密なる監督者あるとも寸分の

の機會あれば直ちに手を休み、喫煙雜談に時間を消費す、此事は經濟學者等が切論する處なるが予嘗つて日本の一會社に付き三週間程詮索するの機會を得其實況を目撃して深く感じたることあり、工場監督は始終各部を巡廻しつゝ、あれども、神ならぬ人間の哀しさには、諸部を同時に見張ること能はず、職工等に在ては其仕事恰も蚯蚓の蠢動する如く、一時間に何回喫煙するを知らず、少年職工は入口近く仕事を爲し、監督の來るを見るや直に之を報ず於是他の職工等大に奮勉するの狀を爲す、監督餘り屢々來り見張嚴重なる時は、彼等言合したる如く監督に向ひ、仕事に付て種々の問を發し、此物は品質宜しからざるが故に何程手を盡くすも満足に仕上がらず、若し外に材料あらば交換ありたし、此點は云々なれば斯々にしたらば如何と、問はで濟む事迄持出し殊更ら丁寧と言語も緩々と、坐を立ち頭を下くる杯、皆な油取の計略とは露知らざる監督は先づ試みに自ら之を熟視すれど固より解すべくもあら

されば、職工長を呼び、技師の有場ありばを尋ねる間に廣き製造所の事として十分十五分は難無く経過し、技師の顔を見る迄は監督者を面前に立たせながら公然として手を休む、又時としては手を休むる折悪しく監督の目に止まり叱咤せらるゝ時は、今斯々の事柄あるにより技師を呼びに遣りたるなりとて平然たり、使には少年の職工命を承り、監督の前面に小走りして後は可成技師の在らざるべしと思はるゝ處より探索し諸部を迂回まはまりして漸く尋ねる人を發見したる如く装ひ、云々を通ず、職工等に在ては最早技師も来るべしと思ふ頃を計り其内の一人は少年の緩漫を罵り乍がら吾れ呼び來らんとて走り出づ、引違ひに入來る技師は残りの職工に説明し、去りたる後に及んで、例の一人馳戻り技師來りたるかを問ふ、此間廿分卅分は苦も無く経過し去る、其他種々の計畧を以て休暇を食ぼる事なれば、一日の中成效する處極めて寡く、然かも新事業に慣れざる役員は之を以て通常の事と心得るなり、夫れ如斯勞働

者は恰も猿犬に遠からざる働より無きが故に、何程給料安くとも物の役に立たず、畢竟彼等教育を受けたる事無きが故に爰に至るなり、此に於て教誨師をして諭とさしめば此弊を除くことを得べしと考付きたる事なる可きも、職工をして無智識に棄て置く間は、假とへ彼等が終日手を休めず働くとしても工妙なる仕事を爲す能はざることは上に陳べたる如く、其外愚鈍にては道具の使用、材料の扱方に至る迄拙劣にし目に見へざる損耗は夥おほたしく、又た腦力の運用拙なきが故に只た仕來りの方法而已に拘泥して新工夫を出だし、新器械、新道具を發明すること能はず、機械と云は、専門の機械學者而已が演繹けんぎやく的の考案に依り造り出ださるゝ事と思ふ人も有る可けれど、決して然るにあらず、外國にては何機械を問はず、年々新規模を建て古機械は日本杯が買込むことなるが斯く年々歳々機械の發達するは職工の工夫與かりて力あるとなり、彼等が日々使用若くば就業する機械に於て些少の不便をも感ず

ることあらば、自ら考案して胸中に斯々せば一層宜しかるべしと思ひ
 附き之を技師に談じ、機械師に計る、幾千万人の職工が如斯く大なり小
 なり改良の工夫を提出するの結果は、著るしく機械改良を助くる事と
 知る可し、面して此工夫は無智識にして愚鈍なる者にては逆も及ばぬ
 事なり、彼等は只だ機械の使用を漸くに覺込み、後とは何の考も無く、機
 械とは斯くの如き者として、其不便なる點を感ずる筈も無く、況して改
 良の工夫は思も寄らざる事なり、此道理を知らずして只だ賃金の安
 すき職工を使用せんと欲するは、資本主に取て大なる不利益なるなり、
 去れば嘗つて英國の有名なる鐵道受負者ブラッシーなる者、佛國に鐵
 道を布設するに當り佛國工夫の拙劣なりしが爲め、英國より工夫を募
 りて工事を行なはしめたり、而して英國の工夫には佛國工夫より二倍
 の賃金を支拂ひたれども其仕事の敏捷にして神妙なる爲反て支出を
 省き利益を得たるの事實は初學經濟書に掲げらるゝ一例なり、

賃金(惡衣惡食)

資本主が勞働者を無學文盲に棄置かんことを希

望する其次第を尋ねれば同盟罷工を恐るなり、同盟罷工を恐るゝは賃
 金の昇騰を恐れ就業時間を短縮するを恐るなり、買手が安價を喜び賣
 手は高價を欲するは人情にして、經濟學の原則とても之れに戻りたる
 譯は決して無れども、食欲は反て損を招くこと上に論じたるが如し、然
 るに其弊や決して是れに止まらざるなり、人此世に生れては只だ露の
 命を繼ぐ而已を以て満足する者にあらず、又漸く命のみ長らへる計に
 ては萬物の靈とも言はるゝ人間の體面を全ふし難し、折角の生れがひ
 に何なりとも天職を盡くさる可らず、然かするには疲勞し易く又疾
 病に罹り易き肉體を以て生れたる哀しさ多少の快樂無かる可らず、
 妻子も養はざる可らず、租税を拂ふて國民の義務をも盡くさる可ら
 ず、不時の出來事の爲には貯蓄もせざる可らず、然るに資本家に在て勞
 働者は只だ一個の下等動物なるかの如くに思ひ、僅少の給金を與へ是

丈^{たけ}あらば食へる可しと言ひ、使はるゝ者も是丈あらば食ふを得べしとて至極の薄給に甘んずるは、國家の爲に慶賀すべき事にあらず、只た露命を維持する而已にては、身體に營養乏しき爲め、勞働に必用の筋力無く、又た腦の發育宜しからざるが爲、智力薄く、家計に苦るしき爲め、子孫の養育不行届にして、良民を作らず、漸次遺傳して國中大多數の人民は羸瘦^{やせ}せる無氣無力の者となり果てん、現に我國人の身體を西洋人に比較せば一見體格の著るしき相違を見ん、凡そ惡食に慣るゝ國民は生計の費用も少なきが故に出精^{せいせき}する者少なく、從て貴重の時間を無益なる所業に費す、如斯徒^{そこの}は高尚なる快樂即ち學問、子孫教育、見苦るしからざる活計杯に望を有せず、只だ一時身體の快樂を食はるが故に淫逸に流れ、世間に面目無しとの感無きが故に、妻子を養ふの餘地無きに結婚し、前後を顧みず、子を生み、徒らに不生産の民を増殖す、夫れ一國の富を生じ之を消費する人民の數には某處に縁ありて此區域以外に人間増加

せば其國は貧國となる、況して不生産の貧民増加する而已なれば所謂富民も共に下位に引落さるゝ事となる、而して生活程度低くければ社會は不潔となり、諸種の病生じて全國人民に蔓延し國民の血液腐敗し死亡者増加し、爰に飢饉、惡疫襲ひ來り國亡び人種滅するに至らん、東印度の如きは人種全滅に至らざるも既に亡國たり、米國土人のごときも漸次消滅しつゝあり、米國土人は歐呂巴人種と衝突して以來は古の如く思ふ程の肉食も出來ざるととなり、今は彼等の間に一種の惡疾ありて、總體に傳染しつゝあるなり、是に於て予常に憂ふるは吾國人の身體と血液なり、吾國人の羸弱は既に言へり、諸ふ血液に附て少しく熟思せよ、吾國人中血液の純潔ならざる者甚多し否な純潔なる者極めて寡しかを疑はしむ、小兒には體毒と稱し或は頭部或は面部に種々の腫物を生じ、人によりては數年の長きに亙りて瘡へざる頭部一面の瘡を以て掩^{おほ}はれ、禿頭^{はげ}を以て終る者多し、少壯者に在ては男女を論せず、廿才前後

面皚の發せざる者稀なり、試みに湯屋に在て人の皮膚を注意し視るべし、背部か脚部か全身か腫物か瘡痕を發見せざると甚だ稀なり、歐米人の裸體を多く見ざるが故に速斷は出來されど頭部面部とも吾國人の如くなる者未だ一人だも見たる事なし、是或は米國杯にては癩病人等の市中を徘徊するを禁ずるの法律あるによるかを知らざれども、羅西亞風呂、土耳其風呂と稱する者に在ては歐米人とても他人と裸體にて入浴す、又た海水浴杯にては男女とも浴衣は穿てども腕脚の凡半分又た時として脚の下部は赤裸なり、是等を注目しても未だ一點の瘡痕ある者を見ず、是れ吾國人の多くが惡食の上、惡所病を蔓延せしむるにはあらざるか、兎も角血液の不長は事實なりと確信す、社會の改善を思ふ者、宜しく製造所が勞働者を待つには如何すべきや、勞働者を保護し彼等に教育の普及を計るは如何なる法律を要するや、下等細民の幸福を増進するには如何なるを政策を採る可きやを講究し國家の安泰を圖

る可きなり、

奢侈と相應 前論を讀む者或は予を以て奢侈を獎勵する者とせん、惡衣惡食を厭はざるを教ふるは道德の本意なるに、美食を勸むるは破財を勸め、不道義を教ふる者なりと思ふ人もあらん去れ共、予の勸むる處は破財にもあらず、又た奢侈にもあらず、希ふ處は富の普及に在るなり、富と奢侈とを混同す可らず、厭世的の教は富を忌めども、若し一國にして富無くんば國家と言ふ者無き事となる、家も富なり、衣服も富なり、假令野蠻未開の土蕃とても土蕃相應の富あり、彼等が住する小屋、彼等が手細工にて作られる粗造なる衣服、食器、彼等が獸獵に用ふる器具は皆な富なり、是をしも忌む時は死するより外無けん、是の例は餘り極端に過ぐると言はんか、然れば如何程の富以上を忌み、如何程以下は苦るしからずとする乎、抑も如斯き限界線は何人も畫する能はざるなり、然らば各人相應以上の物を有するを禁ずるの言とせんか、是れ富の

限界には非ずして、相應なる物も不相应なる物も富には相違無し、若し夫れ奢侈に至ては相應を以て其限界と爲す事を得可し、之を再説せば、富の程度に應じて衣食するの意にして、相應以上の生活を奢侈と云ふ、然して此相應と言ふ事を委しく説かんに、生産的消費、不生産的消費、生産勤勞、不生産勤勞等經濟學上の研究に互らざる可らずして、此處に論ずるの餘地無きが故簡略に之を説明せんに、相應と奢侈とは永久一定の性質を備へず、即ち時と場合と及び人若くは國の位地とに依りて異ならざるを得ず、譬へば、羽織の如き今日にては式日ならざるも日本人中等以上に於ける相應の品なれども、百年か百五十年程の古には奢侈品としたる者にて、古き記録に町内に羽織を所持する家一軒ありて、事ある折は向よりも、隣よりも之を借用に來る由記せり、今日とても家業によりては餘程の大儀式あるに非ざれば平日羽織を要せざる者あり、此等の人々に取ては羽織は今日とても奢侈品なり、又た羽織を要

する業務に従ふ人の中にも木綿を相應とする者あり、絹布にても相應なる人もあり、絹布中にも上中下夫々相應、不相应ありて一定なる能はず、又た地方々々の習慣なる者ありて都會にては羽織を着するを相當とする業體も、田舎に在ては同業を爲しながら之を着するを奢侈と見る事もあるべし、人力車の始めて出來たる頃、之れに乗る人は奢侈の人なりしが今は用向ある人は皆之れに乗りて用事を達するが故に必需品となり、醫師杯に取ては必需の相應品となりたり、然るに馬車に乘るは吾國今日の富の程度にては奢侈なれども、西洋にては必需品若くは相應品なり、夫れ如斯一切の物は相應品とも奢侈品とも成ることにして、一概に之を定むる事難しと雖も、奢侈品も、相應品も富には相違なきが故に富を退ぞけ忌む時は、吾等は食ふ事も、衣る事も、屋内に住む事も出來ざるなり、是故に予は社會の奢侈を誠しむと同時に社會相應の生活を奨励するなり、論者或は子を駁しく曰はん、相應の生活は奨励せ

すとも人民皆な之を行へり、富者は富貴の生活を爲し、貧者は貧賤の生活を爲す是れ相應なり、何ぞ之を獎勵するを待たんと、予之れに答へて曰はん、今の富者と貧者と必ずしも相應の生活を爲すに限らず、多くは富者然たる生活を爲なり、然れども一步を譲り彼等の個々が相應の生活を爲しつゝある者と認むるも、予の希ふ所にあらざるなり、予は一個人相應の生活を勤むると同時に社會全體の上より見たる相應を希望するなり、語を變へて曰はゞ、一國相應の生活を希望するなり、一國相應の生活とは既に上に陳べたる如く、國民全體に富の普及するを希望するなり、貧富の懸隔無くして平等に快樂なる生活を爲さんことを熱望するなり、一家の中に於て亭主一人美衣美食して逸樂に耽り、妻子は惡衣、惡食して見る影も無く、表入口は美麗にして臺所裏口は荒屋の如きは、決して一家相應の生活にもあらざれば、又た主人相應の生活にもあらず、今之れを以て一國に及ばし者へば、富者而曰相應なりとて左右四

方に襤褸を纏ひ覺束なく其日を送くる細民多くは富者の相應も決して相應たる能はざるなり、讀者或は予を以て彼の歐米にある恐ろしき財産平均論を主張する者と思惟するもあらんか、予は如斯き破壊的平均論を主張するに非ずして、慈善平等を主張するなり、世の宗教家、慈善家は如何なる國政を施さば、万人に幸福なる慈善的均一を得べしと思考するや、

労働者教育の結果——同盟罷工 下等細民が教育を受けざる可らざること及び資本家が賃金を安からしめんと欲し、下民をして惡衣惡食せしむるの害は既に之を論じたり、次に一問題に答ふることを忘る可らず、細民が學問する時は智識増進するが故に人權の何たるを知り從て同盟罷工も數多くなり、結局資本家の利益を殺がるべしとの疑問是なり、

此問に對しての答へは上に既に暗示したれば爰には長く論ずるの必

要も無かるべし、世間の人は同盟罷工は勞働者が惡戯（悪戯）の爲に爲す者の如く思ふ人もあるべけれども、試みに思へ、勞働者とても人間の事なれば、日々食はずしては生活を維持する不能、其上妻子をも養はざる可らざるが故に、手に稱（あ）ふ職に従はざる可らず、既に上にも言ひたる如く、社會の進歩と共に多數合同に非ずんば、獨己にて何す可き仕事とて見出す能はざれば、現在従事せる仕事を一日にても廢することあらば忽ちにして生計を失なふに至るなり、假どへ同盟中には平生よりの持寄積立金ありて罷工の節は之れにより、一時の維持を爲すことを得るの結社もあれど、是連無盡藏にあらざれば、永らく是に依頼す可くもあらず、勞働者なりとて生命を的（ま）に戲を演ずる者ならんや、去れば勞働者に在ては罷工せざる可らざるの聲を聞く時は、何れも心を痛め罷工勿れかしと祈らざる者無し、然れども如何せん資本主の跋扈と生活の必要とに迫まられ已む事を得ず決心はする者の、彼等一同が愈々只今罷工す

と決議するに至る迄では何回か資本主と交渉し、可成圓滑に談判を結ばん者なるも、資本主が飽迄強硬にして頑然動かざるに及んで、始めて業を休すむ者にして、些（ち）しも其所爲を批難すべきにあらず、資本主とても屢々製造所を閉ざし、自から罷工することありて恰も一物品の賣買に異ならず、双方直段の折合はざる時は之を賣らず又之を買はざるなり、今勞働者は勤勞を賣る者なり、若し罷工を以て惡し、と言はば、直段の折合はざるが爲め品物を賣らざる事をも惡し、と言はざる可らず、勞働者階級なりとて無學者而已にあらず、殊に教育盛なれば彼等の首領たる者は多少經濟上の必要なる智識を備ふるに至るが故に、罷工すべき時機を察し、資本主に實際不利なる時節に無理難題を申出づること無し、何となれば、資本主破産せば、勞働者は勤勞を賣りて生活する能はざればなり、彼等は商業界、經濟界の事情を能く知るが故に、資本主が獨り利益を壟斷（も）しつゝある時は、其勤勞に對し配分を得んと欲する

而已、若し資本勞働の兩者が權利、々益の均一を維持するあらば、決して衝突の起るべき道理なし、而して罷工に伴ふて時に暴行を企つる如きは、所謂賣言葉に買言葉なる者より、かゝる亂暴に立至る事にして、暴力を以て勞働者を壓伏せんとする資本家の所置は、恐ろしき反動を起さしむる事となるなり、是れ先天的の推論によりて、然か言ふ而已に、あらず、歴史上の事實に照らすも明なり、

英國に於てはジョージ王第四世の治世一千八百二十四年に勞働者同盟結社條例を廢したるが其條例と言ふは嚴重なる古代法律の遺物とも言ふ可き者にして、勞働者が賃金を高める爲め若くは勞働時間を短縮する爲め言葉によりても又たは書物によりても同盟に加はる者は罪人として禁錮に處せられたり、然るに資本主にありては如何程賃金を絞^しり、就業時間を伸ぶる爲め結合するとも之れに對し何の罰も無しとなり、去れども、物手を得ざれば鳴るの道理にて、此時には秘密結社行

なはれ、其性質の危險にして慘惡なる決して條例廢止後の結社を以て比ぶ可くもあらず、而して當世紀の初めに當り英國勞働社會は殆んど政治上選舉權無く、論辨に慣れず、思想を自在に通ずるの道を知らず、租税の重荷を負はされて困窮の極に達し、無學文盲の有様なりし上、從來の卑屈慣習加はりたれば、條例は廢せらるゝも、雇主等が職工に對する待遇甚だ粗末なりしかば、屢々猛烈なる反抗を生ずるに至れり、於是資本家も勞働者の權利を尊重する事となり、職工階級に在ても自重自信の態度を取るに至れり、吾國の如きも資本主と勞働者との衝突益々甚しきを加ふべき傾向あるが故、職工條例の制定も近きにある可し、然るに此事は決して政治家而已に一任す可らざる、慈善問題なれば、宗教家の傍觀す可き處にあらざるなり、

勞働者と資本家の不權衡は貧富懸隔を生ずるの一大原因にして、其國家に害あるや勿論なり、前文に説きたる如く歐米に在て近時は、勞働

者の権利と要求も次第に尊重せられ、労働者を保護するの政策は着々行なはるゝ間に、一方には労働者と資本主との組合の方法を案出し、労働者と資本主の一部となりて業を興こす等の事あるに至り双方圓滑に利益を收むる事となりつゝあり、此等の點に就ても説き度事あれども、今は之を省き、今日の法律は貧富懸隔を助すくる者たる事の一二例を示さんと欲す、

課税法の不等(貧富懸隔) 先づ地方より論せんに、現今の府縣會、市會、町村會は何れも地主議會なれば、地主は可成負擔を軽くして、土地を所有せざる者に對する課税を重くするが故に、年々地方税滯納所分を受け、貧困の上、一層の貧困に陥る者其數實に夥しとす、今左に掲げて之を示さん、

| 處分 | 決行徴收 | | 官損 | | 處分費 |
|-------|------|---|----|---|-----|
| | 人 | 員 | 人 | 員 | |
| したるもの | 額 | 額 | 額 | 額 | |

| 明治廿六年度 | 同 廿七年度 | 同 廿八年度 |
|--------|---------|--------|
| 七四、二二一 | 一〇二、四六〇 | 一二、六六七 |
| 二四、三六三 | 三五、二五二 | 四、二九二 |
| 米一、五七九 | 米二、六一〇 | 米一、一六六 |
| 一七、四三二 | 二〇、九五六 | 一五、四六九 |
| 三六、九五九 | 四、七八一 | 三、七一〇 |
| 二、三三二 | 二七、三二七 | 二五、〇六六 |

右は三年度に亙る地方税滯納處分を示す者にして表中*印ある人員は處分決行徴收したる人員と重複する者なり、右の表には戸數割何程、地租割何程の區別無きが故、判然たらざるが如しと雖も、官損の分に至ては、公賣處分すべき土地を所有し居らざりし事は其官損たるの故を以て知るべし、官損と成る程の者固より貧の極にある者にして是等は皆な戸主なり、其數二十八年度に於て十五萬五千四百六十九人、之れに妻子眷族を合算すれば、少くとも四五十萬人は偏重なる課税に堪へ能はざる者なり、市に在ても之と同様の結果あるなり、京都市下京區に於ける二十九年度下半年市税徴收に付き當時稍や詳細なる説明を得たり今之を左

に録し讀者の参考に資せん、同稅納期は三十年一月二十日にして、滯納者總數一千八百戶強、物品差押の出來得べき者八百乃至一千戶なり、而して一戶の納金額左の如し

- 六等戶 七錢八厘
- 五等戶 拾五錢六厘
- 四等戶 貳拾參錢四厘
- 三等戶 參拾壹錢貳厘
- 二等戶 四拾五錢六厘
- 一等戶 五拾貳錢

右の内六等戶なる者總數の七分を占むと云ふ、之れに依りて徵收金額を概算するに左の如し

總滯納一千八百戶中七分を六等とし餘を平均等とし

一千二百六十戶^{等六} 徵收金額金九拾八圓貳拾八錢

五百四十戶^{等平均} 同 金百八拾壹圓貳拾貳錢四厘

合計稅金貳百七拾九圓五拾錢四厘

徵稅傳令書凡四萬枚之れに姓名書入、金額計算、原簿校合等の爲りに三

ヶ月間六人の書記從事す、之れに加ふるに督促書狀四千枚を要し、其手間一人二十日間を要す、而して市稅部に從事する吏員十一人、此内拾四圓月給の者一人、拾圓一人、九圓一人、八圓二人、七圓二人、六圓四人、臨時借入二人各六圓宛なり、即書記月給總額九拾九圓之を一千八百戶に配當する時は左の如し、

一ヶ月を三十日とし四萬枚を三ヶ月とす、

金拾參圓貳拾錢 一千八百枚傳令書に對する市稅書記給料

金拾參圓貳拾錢 同上原簿記入に對する書記給料

金貳圓凡 督促狀一千八百枚を九日間に書終る一人分の給料

金貳拾圓 督促の爲書記二人一ヶ月出張督促準備の爲凡三ヶ月間四人從事

金百〇八圓 但し月給平均九圓として

合計金百五拾六圓四拾錢

稅金貳百七拾九圓五拾錢四厘を得んが爲め、百五拾六圓四拾錢を消費

す、差引金百貳拾參圓拾錢〇四厘なり、而して一千八百戸中差押見込める者八百戸乃至一千戸にして、假りに一千戸を減せば八百戸は全く差押不動産なき赤貧者なり、然らば實際得る處八百戸に對する税金六拾貳圓四拾錢を差引き

金六拾圓七拾錢四厘、

此金額を得んが爲め堂々たる市會は開かれ、役所は建てり、若し之れに市稅部の書記長給料、原簿紙代、傳令書及び督促狀紙代并に活版印刷代、吏員飲用の茶、木炭、筆紙墨、小使等に至る迄精細なる比例を以て計算せば、經費と徵收との相償はざるは最も明瞭にして、是よりも尙甚しきは、滞納者が遠國に移住する場合にして、凡そ是等の者の常として一定の居所を有せざるに、之れに對し、二錢郵券を貼用して他國に督促狀を發し、遠國區役所の手を経て無量の手數と入費を徒らに浪費す、理を解せざるの甚しき者と云ふべし、吏員は帳簿面に於て收支の明瞭を要する

が故に不知不誠如斯愚を爲す者にして、其源を尋ねれば、市の賤民に至る迄餘さず課税するの弊なり、而して何か爲に斯くするやと云はゞ要する所市の經費を得るに外ならず、然らば是等下等の者は、大低例年同一の者なれば斷然免税する時は反て市費に於て減額するは目撃するが如し、然るに資産ある者の利己心は決して之を爲す能はず、自から負擔を軽くせんと欲して、反對の結果を得る而已ならず、年々幾千の窮民をして、天地に號泣せしむ、試みに最下等滞納者の處分を見よ、一家唯一の財産と頼める破れ土鍋と火爐の外一物の見る可きなし、命を受けたる吏員は是に封印す、見る者をして酸鼻に堪へざらしむ、

土地の性質、吾國衆議院も地主會議たることを免れず、見よ多くの議員が地主の代表者なるが故に、彼等は常に地租増額に反對し、國家財政の困難に臨み、税源を土地に需めず、或は砂糖税、或は酒税、烟草税、鹽税等によりて、土地の負擔を免れんとす、此政策が如何に細民を苦し

め、社會に貧富の不平等を生ずるかは、少しく此問題に心を傾くる人の能く知る處なれど、從來社會、政治等の問題に無頓着なりし人の爲めに聊か論ずる處あらん、

抑も一社會を組織し、國家と云ふ者創建せらるゝ以上は、之れが組成分子たる個人人間は大抵多かれ、少かれ、財産を有すと雖も、又た家も無く、家具も無く、衣服も無き者もあり、若し生息と云ふ事のみが人間の目的にてあらば、熱帶地方に於ては赤裸あはだにして地に掘れる穴の中か、若くは繁げる樹の葉の蔭に、菓物を食ひ、生命を繼つなぐことを得ん、去れば單に生息と云ふ点より言はば、家倉衣服は餘分の品にして是無くとも命いのちに別條は無けれども、只だ土地に至ては瞬またたたぐ暇ひまも無くて稱なはず、此れ無れば、一分間も此世に足を止むる能はざるなり、此故に人間として此世に生れ来る以上は、家倉衣食は自己の勞力によりて得らるゝ報酬なれども、土地に至ては勞力の報酬として得らるゝに非ず、各人に附屬せ

る天與の賜なり、苟くも人間として生れ出る權利ありとせば、土地の上に住するの權利は之れに附帶せる者なり、今世界を小さく縮め一町四方の大きど爲し、之を譬へんに、此中に百人生息することを得ると假定し、百人中の各人は互ひに他人の權利を見認め、双方とも往來する間は、何の争も生ずること無し、然るに此中の一人が此地面全體を自己一人に屬する者なりとて、他の九十九人は此處を立退くべしと言はば、是れ正理なるか、若し彼の専業なる一人が理由を陳べて吾は百人中第一に生れ來れるが故に、此の世界は吾が有もなりと言はば、是れ正當の理由なるか、彼にして全地を己が専有せしむるとせば、餘の九十九人が生れ出る時、若くは彼等に出會たる時彼等を殺し、將來に面倒の起らざる以前に己れの權利を安全にすべき筈なり、然るに如斯理由の最も不正なるとは論ずる迄もざる可らざればなり、然るに如斯理由の最も不正なるとは論ずる迄も無き事なれども、野蠻人には此理由を正當と見みる者あるなり、否な野蠻

人而已にあらず、文明と稱せらるゝ國人にも、社會にも此非理由が種々の形を變じて實行せられつゝあるなり、此非理由、即ち吾れ先きに生れたるが故に此地は吾が有なりと言ふ理由と、土地に住するは人間が生れ出づると同時に得るなりと言ふ理由とは、互に相反對する者にして、堅きと、柔きとの二つの性質相違れざるが如し、吾等人間の如何程心をくだくとも一物にして同時に堅く且つ柔かき者を考ふること能はず、然るに不思議なるは人禽と云ふ氣儘なる動物にして、此の世界には此兩者が同時に行なはるなり、或る甲の強國が自己の國民増加するが故に新に殖民地を得て民を移住せしめんと欲し、他國を征す、是れ即ち人間生れ出づる以上は土地無くんば、生息する能はずとの理由より、他人にも其理由あることを忘れ、否な他の理由を蹂躙して、弱國を征服す、而してこゝに又た乙の強國も等しく此理由より、此弱國を征する時は、甲の先入者は吾れ先づ來りたるが故に、吾有なりとの理由を以て乙の入る

を拒む而已ならず、平和なる移住者の來り住むをも許さざるなり、亞弗利加大陸を歐洲諸強國が分割するも、東印度支那に大なる所領地を占有するも皆な彼の非理由と、理由とを、同時に行なひつゝあるなり、古第四世紀の後半紀に韃靼人種が東方亞細亞より追拂はれて西の方歐呂巴に侵入したるも、又た是れに壓せられて、猛烈なる「マス」人種がダニウプ河の南方に傾れ入りて後遂に四百十年西「マス」人種はアラリツクを推して王とし伊多利に攻入り羅馬を押し領したるも彼の非理由と理由とを同時に行なひたるなり、近頃は布哇國が王を廢せられ後遂に米國に合したるも右の兩理由が働きたるに外ならず、去れば一獨立國なりとて、決して安心すべきに非ず、人類の増殖するに従ひ彼の衝突兩理由は益々盛んに行なはるゝことゝなるなり、衝突せる兩理由が行なはるゝは、國と國との間に限るにあらずして、一國內に行なはるゝなり、個人が地面を私有すゝは先きより占有した

りどの事より生まれり、然るに公共の爲には之をも放たざるを得ざるは反對の理由若くは其變體なり、若し公共の爲には私有地をも見棄てざる可らずとせば全國の地面は全國人民が住居生息せざる可らざるが故に、之を擧て全國の共有とする。と恰も前に陳べたる百人が一世界を共有するが如くにして、決して無理なる筈は無し、若し今全國の土地所有者が、此地は吾が有なるが故に、立退くべしと言はば、土地を有せざる者は、日本國に生れ、がら日本國に住居する權利無き事となり、外國に移住せざれば、衆多の同胞は死する外道無し、人間の道に豈に如斯不法なる事ある可んや、然るに事實は全く土地所有者ならざる者が本土に生息するの權を失なひ、只だ地主の御慈悲により、漸く土地に足を附着し居ることなり、而して此御慈悲は無代價にあらず、高價なる地代を拂はずんば買ふ能はざるなり、蓋し地主が言ふ儘の地代を拂はずんば直ちに立退かざる可らざればなり、不吉なる想像ながら、日本全國に一

大天變ありて、現在の借地人が悉く、地代を拂ふ能はざるの不運に會ひ、地主に一点の慈善心無くんば、全國幾千万の人民は何國に行かんとするか、而して此事たる唯だ想像而已に止まらず、少數の場合に於て現實に現はるゝこと屢々之あるは、世人の熟知する處なるべし、

然るに上文より論じ來りたる處によれば、一國の人民は何人と雖も其國に住むの權利を停止又は剝奪せらる可き道理無きが故に、土地の性質たる決して、一私人の占領私有すべからざる者たるとは明瞭になりたりと思考す、然るに既に私有地の制度となりある今日、之を一國に收容するの可否及若し之を收容するに當り、現在地主に損害無からしむる方法あるや否やは、直接本論に關係無く且つ其問題や甚だ複雑なる議論を要するが故に、他日に譲り、現制度の儘にして、其弊害の最も少なき方法は土地の上に今少しの負擔を置くの外なきなり、試みに地租改正以前と現今と租税上納金額を比較せよ、舊幕府の頃より維新以

後に至る迄地租米納は一千二百万石より一千七十餘万石の間を往來す、當時の米價四圓代なりしを假りに五圓とし、一千二百万石を代價に換算せば六千萬圓なり、然るに現今は沖繩及北海道をも合して明治廿四年の地租參千八百貳拾六萬圓餘、同廿七年度は參千九百參拾七圓餘、廿八年度は又た少しく減じ、廿九年度は、參千八百四拾五萬六千五百〇壹圓なり、然らば今の地主は地租改正以前に比し、三分一強即貳千百餘萬圓を減額せられたるなり、然るに地主が餘分の利益を得つゝあるは是に止まらず、今明治廿四年より全廿九年に至る全國米價平均相場と同年間米收穫額を示めし其代價を見れば實に左の如し

| | | | |
|-------|-----|----------|-------------|
| 明治廿四年 | 六八六 | 三六一三三五四八 | 二六五二七三九二六 |
| 同 廿五年 | 七〇〇 | 四一三七八九五六 | 二六九六三二五九二〇〇 |
| 同 廿六年 | 七〇八 | 三七一九九六六三 | 二六二七三六一四〇〇 |
| 同 廿七年 | 八二四 | 四一八六五八九六 | 三四四九七四九三〇〇 |
| 平均 | | | |
| | | | 三〇三九六三九二二強 |

同 廿八年 八二二 三九九二〇八二二 三二七三〇四四一三三
 同 廿九年 九三三 三六一九九七七一 三三三三二八六五七二

然らば全國の米代價平均參億〇參百九拾貳萬餘圓あり、之を小作人と等分する者と見做すも尙ほ壹億五千萬圓餘は地主の所得にして、昨年來の高價なる時には地主の得る處貳參億萬圓なり、豈に驚く可き收益に非ずや、土地の國有たる可き事は既に前に論じたるが如し、吾國徳川氏の頃は全國の民は土地を借居りたる者なるに、維新以後地租改正に際し、人民に土地の所有權を許すことゝ成れり、若し今にして全國の土地が國有なりしならば、國家は年々壹貳億萬圓の收入を、土地より得られ、是のみを以ても國費に宛て尙ほ餘り有るなり、今や戰爭の結果財政頼に膨脹して、明治二十五年より二十七年に至る決算表に依れば歲出年々七八千萬圓なりし者、二十九年度に壹億六千五百萬圓となり、客三十年度の決算は貳億貳千貳百參拾餘萬圓の多額に騰り、本年度又た

財計の不足を告げ、更らに明年度の財政又々困難ならんとす、其不足を填補せんが爲め、一時償金を流用しつゝあれども、是れ無盡蔵に非ざる而已ならず、徒らに民間流通の通貨を増し、物價の昇騰をして益々甚しからしむる而已、此困難に臨みながら、地租増徴を斷行せざるは、地主議會の結果に外ならず、

既に上文陳べ來れる外、地主が地租の増徴拒ばむ可らざる理由あるなり、前に論じたる如く、人間が此世に生れ落つれば、其時より地面無くしては一瞬間も生息する能はず、故に人間の増加すると共に、土地の必要を増すことは言ふ迄も無し、去れば社會の人民増殖するに従ひ地主は多額の地代を得て、未だ始より、土地の爲に何の勤勞をも加へたること無く、晝夜間斷無く、高枕して、安眠し、目を開けば前日よりも富めりと云ふは、地主の外にあること無し、全く其所有の四隣に、多くの人生れ出てたるの一事あるに因したる者なれば、是等の人々に對し、其恩惠を謝

せざる可らざるなり、是れ都會の宅地而已然かるに非ずして、耕田亦た是の理に依りて昇騰す、人民増加するに従ひ、米麥の需要も亦た増加す、たとへば、從來は膏腴の上田而已を耕して五石を獲下田に在ては三石五斗より收むる能はずとせんか、而して此三石五斗は耕作費及び小作人の勤勞に酬ふる手間賃相當にして餘分無しとせば、固より地代を納むる能はず、若地主が強て地代を取立てんとせば、小作人に於ては無賃にして損耗となるが故に、此地面を返し他に地を需むるか、他に職を尋ぬるなり、然る時は、地面荒れ果て反て地主の損となるが故に、如斯地は無代價にて貸し與ふるを利益ありと知るなり、然る代りに上田よりは固より、地料を取立つるを得、其方法は即ち下田の作得を上田の作得より減じて残る者即ち五石より三石五斗を引去り、殘一石五斗を地主の收得となる、是れ英國リカードの學說として、經濟學者等が宣揚する處なり、而して彼の無代價地を「マーション、オヴ、カルデエーション」譯して耕

作の邊疆と云ふ、然るに人民増加して米麥不足を告ぐるに至り、其價昇騰するが故に、今迄耕やさざりし、最下等の田地をも耕やし、少しにても多くの收穫を得んとするに至る、今此最下等田地の作高二石とし前の下等地にて無代價なれば借地人に利益ありしが如く、此最下等地が無地料なれば其作米二石を以て小作人の手間を酬ふるに足る程米麥の代價騰せば、下等地三石五斗の收穫は固より、餘分の利益あるとなる、是に於て地主は、小作人に迫り前の無代價地に地料を拂はしむ、其高は前の方法と同じく、又た最下等の二石を三石五斗より引去り残り一石五斗は下等地の地料として、地主に收容せられ、折角樂み居たる小作人は自から何の利をも得ること能はず、要する處最下等の地を耕かやす人と同額の收穫より以上を得ることなし、此時に上田の小作人は如何と云ふに是亦た最下等の借他人と同位地に在るなり、何となれば、地主は下等地より一石五斗を得るが故に、上田よりは前は、一石五斗なりし

なれども、今は此高以上を要求す、其方法は又た前と同じく最下等の收穫二石を五石より引去り残り三石を地代として取立すんば止まず、是に依りて之を見れば如何程人民増加するとも小作人に至ては上田を耕やす者も、下田最下田を耕かやす者も萬劫末代餘分の利を占むる能はざる間に、地主は年々増額の利益を得るなり、蓋し最初下田にして耕作の邊疆なりし者、今は中田有地代地となり、從來荒蕪の地が耕作の邊疆と代る、是れ次第に土地の品位を上げ、地代を増せばなり、土地の代價は如斯理に依り、手を下たさずして、昇る者なれば、地租の増徴は決して不道理なる者に非ず、人或は地租増徴は小作人の拂ふ可き地料増加して益々彼等の困難を來たすべしと思ふ者もある可れど、上に陳べたる處に依り考ふれば、地租は地代に影響する者に非ざることを覺らん、蓋し小作人は既に漸く手間に當る而已を引去り餘分は悉く地主に支拂ひ、其上支出すべき剩餘あまりあらざればなり、若し此上小作人の懷中より不足

を補なはざる可らずんば彼等は小作業の不利なるを知り其地を棄てて他に活計を需むるに至るべければなり、

消費稅 次ぎに酒稅、煙草稅、砂糖稅、鹽稅に付て略論せん、酒と煙草は健康の上より言ふも、風紀の上よりも、排斥すべき品たるは今更論するの要なし、然れども是等に重稅を課したりとて風儀の改まる者にあらず、若し風儀の上にも健康の上にも著るしく、影響する程の重稅を課し、其製造額半以上若くは三分二をも減ずるに至らば、折角、歳入補充の爲めに課したる稅は其半額をも得る能はず、當初の目的水泡に歸せん、然らば其製造額の減せざる程度にて重稅を課せんか、是亦た貧富の差別を助くるなり、何となれば、此兩者及び砂糖并に鹽は、社會の上下を通じて用ひらるゝ者にして、重稅の爲に此等諸品は高價となり、細民の快樂を奪ふ者なり、去ればとて予は酒と煙草に依りて快樂を需むべしと獎勵するに非ず、社會の人民が此二品に費やす金額は年々夥しき事にして、全く不生産に消費せらるゝ而已ならず、人民の墮落は是れに依りて來ること多きが故に、下等細民をして前にも論じたる如く高尙なる快樂あるを知らしむるとは、宗教家等が大に勤む可き必要点なり、只た重稅を課するが如きは、反て高價なる代價を拂はしむる而已にして、不幸の上に不幸を増さしむるなり

所得稅滯納 租稅徵收方法の惡しきが爲め、細民の苦しむ事は尙は以上に止まらず所得稅の如きは、名譽稅とも稱せらるゝ者なれば固より小民に課せられざるかの如くに思ふ人ある可けれど左の表を見れば是に依りても又た苦しむ者あるを知るべし、

| 社會觀 | 滯納處分執行徵收したる者 | | 官 | | 損 |
|--------|--------------|------|------|-------|----|
| | 人員 | 稅額 | 人員 | 稅額 | |
| 明治二十六年 | 卅九人 | 百〇參圓 | 卅五人 | 七拾四圓 | |
| 全二十七年 | 四十八人 | 百拾八圓 | 五十一人 | 百七拾貳圓 | |
| 所得稅滯納 | | | | | 百三 |

表中×印ある者は上段決行徴收せられたる中に含む者なり
予は所得税に付ても詳論せんと欲する者あれども他日に譲り此處に
は之を畧す

社會の兩極 夫れ以上の如く一方には細民より直接間接に重税
を取立て、而して他方には何々會社と稱する富人の集會には、年々少
らざる保護金を下附せられ、假どへ其事業の成功あるも不成功あるも、
將た失策するも爲さるるも、活動するも、せざるも必ず若干の保護金を
受くるが如きは實に冥加に餘りたる事と云ふべし、吾國現時の制度は
富者の權力を以て貧者を壓するの制度なり、立憲政治の恩澤に浴する
者は獨り富者にして貧者は寧ろ君主專制の德澤を夢想せん、蓋し今の
如くんば社會少數の富者而已選舉權ありて大多數の人民は此富者が
思ふ儘なる政治の爲めに如何に苦るめらるゝこと有るも之を如何と

も爲す能はざるなり、見よ吾全國選舉有權者僅に四十六万八千人にし
て此少數人民の政權は能く同胞四千餘万人の運命を左右するなり、或
る宗教家は因縁宿業を説きて只管貧者に向て其薄命を甘んせん事を
勸むと雖も、富者が法律の機械を以て貧者を壓するとは聊かも咎むる
ことなし、是れ強者の怨を助すけ弱者の不運を憐まざる者なり、一方に
選舉權あり、然らば他方にも選舉權を與へ兩者を平等の地位に据へ而
して後双方に向て各其怨を制せしむるが爲めには因縁なり宿業なり、
思ふ處をも説き聞かすべし、然るに一方の腕を縛し口を箝して之を虐
待するを獎勵するは國民を擧て奴隸たらしめんとする者なり、如斯
宗教は國家に害ある者なれば其何宗たるを問はず、鼓を鳴して之を責
めざる可らず、去れば今日急務とする者多々ある中に選舉權の擴張は
樞要なる者にして、之により細民の希望を高めせめては其屈從を免れ
しむるは慈善事業の大なる者にあらざる乎、嗚呼今日の細民に同情を

表するの政治家無きか、宗教家無きか、世の慈善家よ彼の乞食を商業と爲す懶惰なる無頼漢の爲めに瀧々涙を轉じて、貧に在て貧を訴へざる同胞無数の良民の爲めに瀧々涙を轉じて、朝に霜を踏んで出で、夕に星を戴て歸り、一年三百六十五日夜々として力役し、一家數口の夫妻子女、學て業に従ふと雖も僅に其日を糊するに止まり、月末には債鬼踵を接して至る、かゝる惘然なる境遇に一生を送る者に二人三人の威嚴しき官吏出張して租税滞納を責め、二束三文の財産を差押へ生活を繼ぐの餘地無きに至らしむ、而して是等貧困頼なき者より集收せられたる金額は合して金殿玉樓に朝夕珍味を口にす素封家等が自己營利の爲めに設けたる會社を保護する爲に分配さるゝなり、たとへ此事無きに至るも不平等なる社會制度は一方には是等金満家を保護する爲め、妻子眷族、身を犠牲に供し、天地に號哭するも人の之を恵む者なし、他方には是等貧民より得たる財寶を以て一獲萬金の幸福なる乾坤に居て貧民を

見ること奴隸の如く、傲然として華奢を極め、綺羅を纏へる妻女と共に一家團樂和氣鬪然として互ひに笑談し貧の何たるを知らず、彼等が盤中の粒粒々皆辛苦なることは彼等の夢にだも想像せざる處なり、彼等は社會同胞なる語を決して認購せざる所にして、貧民は彼等の眼中に無きなり、貧民は彼等に取りて人間に非ざるなり、貧民の境遇誠に憫れなるかな、世に政教混同なりとて宗教家の政治を論ずるを忌む者あれ共、從來宗教家が餘りに政治に冷淡なりしなればこそ、上文の如き現象も生じたるなれ、將來とても政治家而已に社會を任かし置きては、如何なる事に立至るやを知らず、今の政治社會中清廉の士もあり、博愛の人も無きに非ざるも、彼等の政治上意見必ずしも善なるに非ず、又たたとへ善なるも社會に之を賛同するの聲少なき時は、勢力と爲ることなし、去れば慈善を以て本業とする宗教家が之れに聲援を假すに非ずんば、將た何人か清廉博愛の士と共に社會の害惡を除くことを得んや、是れ

宗教家が政治上に付き緘黙を守る可らざる理由の一なり、
 日本に奴隷あり 何を以て之を言ふ、藝妓にして若干の金圓を
 前借して此業を爲す者は、名こそ自由契約なれども其實奴隷なり、彼等
 は法律上の制裁ありて、自由に他出するを得ず、是れ一には、悪疾の蔓延
 を防ぐと、風紀の紊亂を恐るゝより出でたる者なる可れども、郭の中に
 在るにより病を出たさず、他出するにより病を出たすとの理はあるま
 じ、藝妓杯にありては娼妓とは一段自由なるが故、他出他宿も出来るべ
 し、然して彼等が名は藝妓にして實は娼妓たるは何人も知る如し、只だ
 娼妓中檢査を受くる者と受けざる者との差別によりて、名を殊にする
 者なれば、娼妓而已他出を嚴重にするも、病毒蔓延と、風紀紊亂は、制せら
 るゝ者にあらず、殊に全市の祝典其他神聖なる式場に彼等をして堂々
 盛装して練込ましむに非ずや、然らば彼等に對する嚴重なる制裁は風
 紀等の考よりも、寧ろ所謂抱主（おんぬし）なる者が金錢を出し買ふたる體（たい）なれば、

其逃亡、紛失を妨ぐ爲め保護するの意より出でたるを多しとせざる可
 らず、一方は契約に縛ばらるゝ弱者、他方は法律を楯にする強者然も其
 契約たる情も先きに職工の契約に付き論じたるど一般の性質なれば、
 苟も人心ある者は、決して此強者の所業を見て、人間の常道と思ふ者無
 きなり、而も今の制度は此弱者を縛りて強者の強慾（きやうよく）を庇保するは、目の
 あたり地獄を現出するの思あらしむ、見よ表面は法律に抵觸せざるが
 如き契約なるべきも實際彼等は人身賣買に依りて衣食する恐ろしき
 悪鬼なり、名は金錢貸借なるが故に、雇年期に至らざるも前借金（まへかき）の元利
 を返済するの道立たげ如何なる職業に従事するとも、儲けの中より辨
 金の義務を漸次に済まして差支無き道理なれども、彼等は何處迄も不
 潔なる業體を追はしめずんば承知せず、又た年期の満る以前に於て早
 や借金に對するよりも餘（あまり）ある程の稼を爲すも、身體は矢張り年期中之
 を束縛せんと欲す、是れ無法の甚しき者にして、此事件嘗て京都に興り、

公明なる裁判は、抱主の敗訴に歸せしめたるが、其後同事件の續出するかと思ひの外、新誌にも別段類似の報告無きより考ふれば、或は契約の趣を一變したる者にや、將た無智識なる遊女等は、郭に行なはるゝ一種の習慣を守りて、動かざる者にや、とも角彼等は惡鬼の爲に食餌を儲けつゝあるは、何人か如何に法律を曲解し、辨護するとも、掩ふ可らざるの事實にして、遊女等の餘り儲けざる者は、甲の抱主より乙に渡され、丙の地より丁の遠國へ轉々賣買せらるゝが如きは、慥しかに人身賣買の實を行なふ者なり、又た時には衣食を與へず、密室に監禁し、毆打創傷する等の事は屢々新誌に見る處にして、此公明なる聖代に公々然として、奴隸制の行なはるゝにも係らず、政治家も宗教家も之を見て怪しまざるこそ、不思議なれ、人或は曰はん、身を買ふ者而已が惡しきに非ずして賣る者も惡しゝと、是れ言ふ迄も無き事なり、子女を賣らんとする父母に至ては固より、人間の何たるを知らざる者なり、而して自ら身を賣る子

女に至ては甚だ不心得千萬なれども、社會既に此制あるが故、幼見より習慣となりて、其事の善惡を判別する能はざるに至れるなり、前既に此業に付て論じたるが如く、社會は遊郭に對し寛大の眼を以て見るが故に漸次此業の不潔を感せざることゝなれり、今の宗教家は此國家の體面を汚がす奴隸制度に付て如何なる思慮かある、某僧あり語て曰く、某處に遊女を集めて説教すと予問て曰く、彼等に對し如何なることを説くやと、僧答て曰く、彼等固より世にも汚らはしき業を營む者なれば、慎んで業を怠らず、前借を濟まして早く身を潔白なる職に轉せんことを心掛く可しと、予思はず失笑す、僧未だ悟らず其故を問へり、予謂て曰く、御坊は抱主に氣を兼ね如斯き滑稽を演ずるなり、遊女が身を慎んでは其業を取る能はざるなり、又た彼等にして御坊の説教に感化せられ、尋常よりも十倍腕に熱を掛けて業を勵めば、今よりも十倍の遊野郎を作り出だし、今よりも十倍の不生産消費を來たし、今よりも十倍社會の風

紀を亂り、遊郭隆盛に赴くに從ひ青樓増加し、遊女又た増加する其結果百倍の遊野郎を作り出し、百倍の不生産消費を勵し、百倍風紀を亂し、從て繁昌すれば從て社會に毒し際限あることなし、御坊は滑稽なることを爲すものかな、又た恐ろしき事を勸むる者かなど、僧曰く、然らば、彼等に對する説教如何と、予曰く、彼等に對し身を慎めと説くは大に善し、其上は人間の道の何たるを説き、學問も爲すべし、職業をも學ぶべし、今の業體を爲す間は成る可く其業を怠りて勵げます、一日も早く借金を済まし、不淨の處には少しも未練を残さず、背に帆を掛けて、とつと走り出づべしと教ふべきなりと、僧歴然として去る、

僧侶等の被選權

社會觀に付ては尙は論すべき點多けれども、予は只だ一斑を示めし、從來社會の事に頓着無き宗教家の注意を促がすに過ぎず、監獄説教も必要なり、軍隊説教も必要なり、軍艦に乗込み海軍士卒に對する説教

も着手せざる可らず、出獄人が過を再びせざる爲め、授産の方法を講ずるも必要なり、是等は一日も等閑に附す可らがる者なり、然れども是等よりも尙は必要なるは國家全體に亙る政治上の影響にして、上に論じ來れる者は、其主要なる點なり、宗教家は政治家と其職を異にすればとて、社會に現はるゝ悪弊は千態萬狀にして、一一其非なる點を示めさずんば、何者を惡、何者を善と判別して知らしむること難し、而して之を知らしむるには勢ひ政治上にも論及せずんば、其目的を達すること難し、宗教が從來無用の贅物なりとせられたるは、政治の政の字をも口にせざりし結果ならずんばあらず、若し僧侶にして政治を論じ得ずとせば言論自由の實何れにあるか、博愛慈善の實如何して行なはれんや、歐洲の或る國に於て僧侶が政治上被選權無きからとて、之を模範に日本も然かすべきに限らず、歐洲は歐洲、日本は日本なり、彼には種々の原因よりして政教混同の弊を生じたれども、既に前に論じたる如く、吾國の如

き決して其憂ある可らず、若し強ひて歐洲に例を取るを必要と言は、其例に乏しからず、英國に在ては下院即ち衆議院には僧侶代議士無けれども、上院即ち貴族院には大僧正二人、僧正二十四人は英國より出で、僧正四人は愛爾蘭士より出づるなり、其他伊多利及び瑞西を除く外概ね僧侶に被選權あるなり、然らば吾國に於ける或る人々が政教混同より生ずべしとするが如き危険は斷じてあらざるなり、若し僧侶神官等にして代議士たるをも危険なりと言は、公然宗教の教師たることを届出でずして今日は法壇に法を説き、明日は議員となりて議場に政治を論ずる者の如きは如何せんとするか、論者の言の如くんば、如斯き輩こそ何の制限も束縛も受居らざるが故に尙更ら危険なりと言はざる可らざるに非ずや、「僧侶政論」の題中にも論じたる如く、如何に僧侶が政治を論じたりとて當世の人間多少の意見あり、甚しき不倫理なれば耳を傾けざるなり、是と同様に、僧侶が候補を争ふとも、其政治上の意

見を聞かずんば輕々しく之を選擧する者にあらざるなり、現行法律を楯にして僧侶の被選權を彼是論ずれども、若し彼等が還俗して何に憚る處無く選挙場を駆け廻りて候補を争ひ一方には公然政談演説を開き自己の所論を確證せん爲め、釋氏の經卷を持出し、南無阿彌陀佛の眞理即是れなりと論せば如何か處せんとするや、若し論者ありて假し法律は之を禁ずる能はずと雖も、是れ穩當ならずと言はんか、然らば政治を談ずる時は、古人の説を引證することも穩當ならずと言はざるを得ず、豈如斯き不條理あらんや、從來政治家の公開演説にも、其著作にも或は支那の堯舜禹湯の言を引き其説の理由を説明し、或は孔子、孟子の語を引く者あり、或は基督の語を「バイブル」に引き、或はアダム、スミス或はモンテスキュー、ミルスペンサー、其他古今東西有らゆる聖人學者は、一場の演説一篇の論文に紹介せられざること殆んど稀なり、然らば釋迦學の流派を汲む者、何程阿彌陀を繰返へすも、何百返妙

法蓮華經を説き返へすも何の障礙ままたげか之あらん、蓋し何事を論ずるにも、必ず其理由を示めさる可らず、理由を示めさんには勢ひ抽象哲理に入らざる可らざることあるは、無論にして、從て古人の哲論も引かざる可らざる事となるは已を得ざるなり、誰か是を非なりと言ふ者あらん、若し今日の宗教家にして現時社會の墮落を觀察し、之が改善を圖るには、大に形質上組織、即ち政治法律等の域に立入らずんば、其効無きこと、信じ、尙ほ且つ法律上宗教者を實際束縛する處ありとせば、蹶然起て僧門を脱すべし、魚濫觀音が美婦人となりて魚市に現はれ、漁人に婚姻せんと言て菩提心を發こさしめたる話も思ひ出だされ、宗教家の活動斯くてこそ目出度けれ、世に公認教、非公認教の説もあり、尤もなれども、反て之れが爲めに束縛を受くること、ならば、自由の運動は六ヶ敷くなるやも期し難し、從來宗教家の運動と言は、政府に哀訴歎願するの意なり、是れ宗教が政治より不待遇を受くる一原因にして、終始政治家

の鼻息を窺うかがひ、從て卑屈となり、社會を制裁するの勢力無きに至る、何ぞ寧ろ奮て社會の方面に向ひ運動せざる、宗教家にして勢力を作らば、哀訴せずとも其欲する處行なはれん、國教なりとも、公認教なりとも必要とあらば、之を定むること何の難き事か之あらん、

王 法

或る宗教の條規には王法を本と爲すと説く、某人少しく或て曰く、古は天皇法律を欽定し王ひたれば、王法なれども、今は國會あるが故に王法の文字に當らざるが如し如何と、予曰く、今も古も王法に相違なし、何ぞ此間に疑を挾はさむの要あらん、蓋し帝國憲法第六條「天皇は法律を裁可し其の公布及執行を命ず」とあり又第五條には、「天皇は帝國議會の協贊を以て立法權を行ふ」とありて國會の議決する處の者、天皇の御裁可無くんば法律とならず、然らば國會にて如何様なる事を決すると御裁可ある以上は、天皇の大御心に嘉よみし玉ふ事なれば、取りもなほ

さす王法なり、又た第五條は長くも天皇は民の心を以て心とせらるゝことを示めし玉ひ、第三十七條にも「凡て法律は帝國議會の協贊を経るを要す」とあるも全く民意に非ざる者を以て民を治さめ玉ふに非ず即ち民の心にして大御心に合ふ處を以て國を治さめ玉ふことを明し、憲法發布勅語の中にも「朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其康福を増進し其の懿徳良能を發達せしめむことを願ひ又其翼賛に依り與に俱に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして、永遠に循行する所を知らしむ」と勅りし玉へり、天皇の統治權を行なはせらるゝには吾々臣民に翼賛せよと仰せらるゝにも係らず、國家の惡と知りながら、之れを打棄置きては、陛下の大御心に背き奉まつる不忠の民となるなり、翼

賛とは吾々臣民意見のある處を吐露し國政に參與することなれども、全國夥多き人民一堂に會することは實際出來ざるが故、代議士を選び、代て議せしむる事なれば、政治上に付何人にも意見あらば、遠慮無く、論すべきなり、然して宗教家は殊に社會に重任を負ふ者にして、人の上に立ち教導の地位にある者なるが故に、其知見も從て一層の價値ある者と言はざる可らず、然るに世外の事而已を念ふて世間に聊か意を注がざるは臣民たるの本分を全ふせりと言ひ難し、抑も世外とは無形、世間とは有形にして、人間世界には無量無數の異狀なる出來事日々眼前に現はれ出で人をして此變幻極無き物質海を横斷するに恰岩石波濤の中を航行するの思あらしむ、此時に一定の針路を定め而も能く危険なる暗礁を避け、怒濤を乗越ふるには勇猛なる心と、航海の原理とにより、船體を操とらずんば、海底の藻屑となり果てん、今ま宗教に所謂出世間とは、此心と原理とを言ふなり、然るに唯だ其原理、等を説て實地に活

用する事無くんば、原理の必要何處にかある、世間とは此實地なり、然らばこそ王法爲本も宗教條規に掲げらるゝ事にして、是れ決して一派の本意にあらす、苟くも皇國にある宗教は何宗何派を論せず、是れに異論ある可からざる筈なり、

宗教家の道義

予は最初より、こゝに至る迄、今日社會の不善を改むるには、宗教家が是非ともに、物質界の事柄に着眼し、物質的改善の方法を講せざる可らざる事を論じたり、早く言はゞ政治上より生ずる諸現象を觀察して、其弊害を政治上より改むるの道を講究せざる可らざることを論じたり、然れども宗教家が明日より政治家に成り代りて宗教を棄て、今日の或る政治家の如く、姦計策畧を行ふことを真似せよと言ふに非ず、既に宗教家の或る者は、方袍圓頂にして其所作の餘りに奸佞なるは俗人をして驚かしむる者あり、如何程宗教家が政治に詳かに法律經濟等の學に

卓越するも本心腐敗して、不行跡至らざる無く、名譽と利慾に心を焚し、口に仁義道德、慈悲善根を説くも、心に之を信せず身に之を行なはずんば、唇破れ、舌爛るゝ迄で、廣長舌を弄するも、將た何の益かあらん、法律と云ひ政治と云ふも仁義の外にあるに非ず、所謂王法なる者亦た仁義忠孝而已豈他あらんや、夫れ學は道義を行なふの手段を知るに在り、然らば道義無き學は學無きに如かず、道義無き學者と、學識無き道義家と、孰を取らやと言はゞ予は後者を取らん、然れども宗教家は社會の救世者なり、唯だ道義而已ありて知識無き者は俗人中にも多く見る處にして、若し宗教家が識無く唯だ道義而已あらば俗人と何ぞ異ならん、又た何によりて救世の目的を果さんや、智徳兼備は宗教家に缺く可からざる處とす、既に「政教一致」の中にも論じたるが如し、是れ予が世間學を宗教家に推薦し、社會に着眼せられんことを乞ふ所以にして、智識と道徳とあらば自から政界に投せずとも社會を風靡し、政治家を左右すること

を得ん、其被選權に至ては得ることを必とせざるなり、

懺悔

最初より上文を書き終るに至るまで、予の良心は予を責めて止まず、或は宗教家を罵り、或は政治家を咎め、或は世人を叱し、人心の墮落を歎き、風紀の壞廢を哀しむ、而して自ら吾身を顧みれば、人の爲に指謫彈劾せらる可き事而已多く、誠に慙愧に堪へず、唯だ一片の慷慨心は驅て身不相應の言を放たしむ、其罪實に輕からず爰に謹で懺悔す、

1/36
宗教と政治終

明治三十一年十一月十九日印刷
明治三十一年十一月廿三日發行

著作兼發行者 平井金三

京都市下京區下寺町通五條下ル元違電
町四拾九番戶寄留

印刷者 林虎之助

京都市上京區二條通高倉東入觀音町登
番戶

印刷所 京都印刷株式會社

京都市上京區柳馬場通三條南入等持寺
町拾番戶

發行所

京都市油小路通花屋町上ル

顯道書院

府下及各地賣捌所

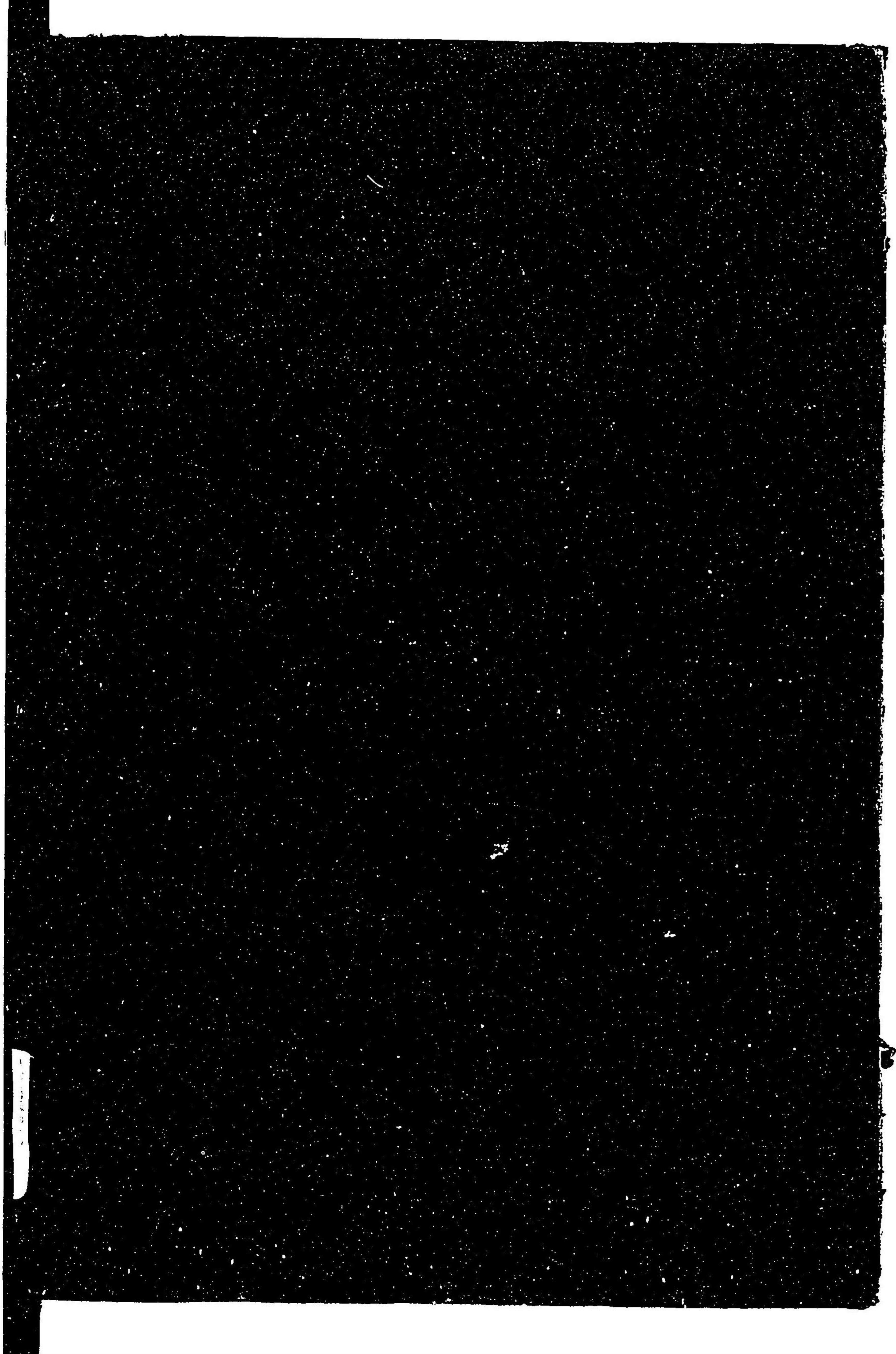
京都市油小路御前通上
 同 花屋町西洞院西
 同 御前通油小路西
 同 東六條下珠敷屋町
 同 東六條中珠敷屋町
 同 五條高倉東
 同 五條高倉角
 同 五條富小路東
 同 寺町五條上
 同 二條木屋町東
 同 三條高倉東
 同 東洞院三條上
 同 智恩院古門前
 同 京橋區
 同 麻布區
 同 京橋區
 大阪市心齋橋筋
 大阪市南本町
 谷古屋市門前町

興教書院
 永田文昌堂
 山内文華堂
 西村護法館
 西村法藏館
 澤田法文館
 西村爲法館
 下村法林館
 藤井文政堂
 貝葉書院
 出雲寺松柏堂
 村上勘兵衛
 澤田吉右衛門
 哲學書院
 森江佐七
 國母社
 松村九兵衛
 金尾種次郎
 三浦其中堂

越前福井市
 遠江靜岡市
 越後國三條町
 美濃岐阜市
 同大垣町
 信州須坂町
 播州姫路市
 加賀金澤市
 但馬豐岡町
 因州鳥取市
 出雲國杵築町
 備後
 周防三田尻町
 筑前福岡市
 筑後久留米市
 肥前佐賀市
 肥前龍本
 肥後熊本
 肥前長崎市

中村六三郎
 石田彌太郎
 樋口小左衛門
 郁文堂
 岡安慶助
 佐藤崇藏
 伊藤書藏
 伊藤書藏
 供田書店
 由利安助
 森下源治
 藤井又右衛門
 井上久米五郎
 渡邊又一
 相川書店
 菊竹儀平
 河內莊助
 佐野長七
 石井長七
 安井半三郎

81
150



013638-000-3

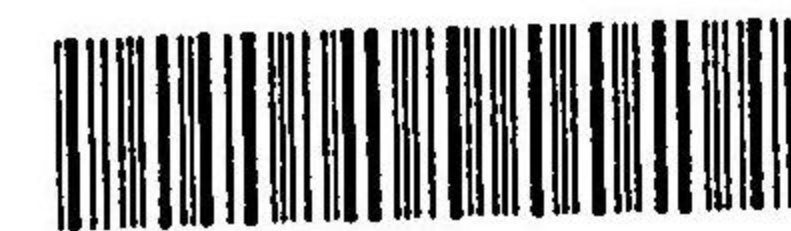
81-150

宗教と政治

平井 金三/著

M31

ABA-0107



11-11-11

